

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

COOLS	
H	P

厚生常任委員会会議 録			
日 時	平成 17 年 6 月 27 日 (月)	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 5 時 2 8 分
場 所	第 1 委員会室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	北野委員長、成田副委員長、吹田・斎藤(博)・中畑・高橋 各委員 (若見・大橋両委員欠席)		
説明員	市民・福祉・環境各部長、総務部参事、保健所長、 小樽病院事務局長 ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: center;">書 記</p>			

～ 会議の概要 ～

委員長

開議に先立ちまして、所属委員に一部変更がございますので、私から報告いたします。

大島委員に変わりました新たに大橋委員が本委員会所属となっておりますので、報告いたします。なお、大橋委員は今日所用で欠席となっております。

人事異動後初の委員会でありますので、各部局ごとに新任の理事者に限って紹介をお願いいたします。

(理事者紹介)

委員長

ただいまより、本日の会議を開きます。

会議録署名員に、吹田委員、斎藤博行委員をご指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、お諮りいたします。

本委員会付託されております陳情第44号及び第53号につきましては、提出者から文面の一部削除の申出があります。これを許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長

ご異議なしと認め、さように決しました。

この際、理事者から報告の申出がありますので、順次、これを許します。

まず、福祉部ですが、委員の皆さんにお断りいたします。

先ほどの理事会で、特別養護老人ホームの施設整備について報告するというご確認をいただきましたが、それはしないということになりましたので、ご了解ください。

「更生医療受給者の期間延長の取扱いについて」

(福祉) 地域福祉課長

更生医療受給者の期間延長の取扱いについて報告いたします。

じん臓病等に係る更生医療の受給者につきましては、ほとんどの方が平成17年6月30日までの有効期間となっておりますので、引き続き更生医療での治療を受けられる場合には、期間延長の手続きが必要となります。しかしながら、現在、「障害者自立支援法」が国会で審議されており、法案が成立いたしますと、更生医療の制度が大幅に変更される見通しとなっております。詳細は法公布後に政令、省令等で示される予定ですが、厚生労働省より利用者負担につきましては、平成17年9月30日までは現行の負担額でよいとの説明がございました。小樽市におきましては、有効期限を6月30日としておりますが、受給者の方には期間延長の申請をしていただくが、9月30日までの医療券を発行することとして周知を図り、法案が成立した場合には、期間延長の申請について改めて通知したいと考えております。

委員長

「老人デイサービスセンターの移管について」

(福祉) 高齢・福祉医療課長

老人デイサービスセンターの移管について報告申し上げます。

市が設置している老人デイサービスセンターは2か所あり、新光デイサービスセンターは、平成2年3月に開設し、管理委託先の社会福祉法人小樽北勉会が運営しております。また、銭函デイサービスセンターは平成8年3月に開設し、管理委託先の社会福祉法人小樽市社会福祉協議会が運営しております。いずれのデイサービスセンター

も、平成12年度から介護報酬等を得て当該法人が運営しておりますが、今後もより一層柔軟な運営と利用者のサービス向上を図り、さらに新たな介護予防サービス等、利用者のニーズに合った法人の自由な発想による事業展開と、引き続き、安定的かつ長期的なサービスの提供が期待できることから、デイサービスセンターの無償譲渡について、道などの関係機関及び両法人との協議を進めてまいりました。このたび、両法人の理事会等におきまして、譲り受けることについての意思確認がされましたので、第3回定例会に関係条例を提案できるよう、財産処分申請等関係の諸手続を進めたいと考えております。

委員長

「生活系一般廃棄物処理手数料の減免拡大について」

(環境) 間淵主幹

生活系一般廃棄物処理手数料の減免拡大について報告いたします。

家庭ごみの有料化に伴い既に実施しております減免施策といたしましては、4月1日以降に生まれた新生児のいる世帯には指定ごみ袋100枚を、4月1日時点で1歳未満の乳児のいる世帯と4月1日以降に転入した世帯で1歳未満の乳児のいる世帯には、乳児の生後の月数により100枚から25枚を無料で配布してまいりました。その数は合計で893人、5万8,425枚となります。その後、市民や議会からのご要望を受けまして、7月1日から減免対象を拡大することといたしました。拡大内容は乳幼児におきましては、一つ、7月1日以降に生まれた新生児には2歳までの2年相当分といたしまして、20リットル袋を200枚配布。二つ、7月1日時点で2歳未満の乳幼児のいる世帯には2歳になるまでの期間相当分といたしまして、20リットル袋を200枚から25枚配布。ただし6月30日までに配布済みの1歳未満の乳児につきましては、該当枚数から配布済みの枚数を差し引くことといたします。三つ、2歳未満の乳幼児のいる転入世帯には、転入時における乳幼児の生後の月数により、20リットル袋を200枚から25枚配布することといたしました。

次に、新たな配布対象の拡大としましては、一つ、小樽市家族介護用品助成事業により紙おむつ等の助成を受けている高齢者に30リットル袋を年間100枚配布。二つ、児童を含む身体障害者の補装具給付事業対象者のうち、蓄便袋、蓄尿袋などのストマ用装具又は紙おむつ等の助成を受けている方に30リットル袋を年間100枚配布することとしたものでございます。

委員長

「北しりべし廃棄物処理広域連合の事務執行状況等について」

(環境) 管理課長

平成17年3月17日開会の厚生常任委員会以降の北しりべし廃棄物処理広域連合の事務執行状況等について報告いたします。

初めに、ごみ処理施設建設工事の進ちょく状況についてであります。土木建築工事としましては、17年3月末から4月末までにごみ焼却施設のくい工事を終え、4月中旬からは第2次造成工事に着手し、現在、全体の造成盛り土7万立方メートルのうち3万5,000立方メートルと、補強のための土壁全長200メートルを完了しており、8月末までに終了する予定と聞いております。今年度は主に建物の基礎、鉄骨の建方、外壁の工事などのく体工事を行う予定であり、ごみ焼却施設のごみピットの工事については、現在、掘削を行っており、11月ころにはピットの地下部分ができ上がる予定と聞いております。また、機械プラントにつきましては、灰溶融設備を除く実施設計図書今年3月に受領し、現在、各機器の製作メーカーからの施工承諾申請図書の審査を行っており、広域連合が承諾したものから工場製作に入ることになっております。主要設備の現地搬入時期であります。本年9月ころにはごみクレーンと破砕機が、11月ころにはボイラーと焼却炉が搬入され、その後破袋機や蒸気タービンなどが搬入され、平成18年10月末までには各機器の据付けを終え、11月から試運転を開始する予定と聞いております。

次に、灰溶融炉関係であります。静岡市の灰溶融炉の運転状況については、日立造船から定期的に広域連合に

報告することになっており、2月10日の広域連合議会以降の経過報告といたしましては、5月16日と6月6日付けで報告がありました。報告内容であります。運転状況については、溶融対象物は焼却灰の単独運転で行っており、溶融温度は運転計画値どおり推移し、運転中のふくあいは特になく、点検・補修結果についても耐火物の厚さは想定内で異常な溶損はなく、順調に稼働しているとのことでもあります。

灰溶融設備の実施設計につきましては、2月10日の広域連合議会以降、3月から4月にかけて実施設計協議を行っており、静岡市の運転状況も順調でありますので、広域連合といたしましては、関係6市町村及び広域連合議会議員各位に灰溶融炉の実施設計協議の内容及び静岡市の運転状況の説明を行った後、詳細な設計図書の審査を進め、工場製作に入る予定と聞いております。

委員長

「小樽市一般廃棄物処理基本計画について」

(環境)廃棄物対策課長

小樽市一般廃棄物処理基本計画について報告いたします。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定により、一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める一般廃棄物処理基本計画を平成17年6月に策定しましたので、事前に配布した資料に基づき、計画の概要について説明いたします。

資料の説明の前に、計画の見直しの経過についてであります。本市においては平成8年3月に計画期間を平成8年度から平成22年度までの15年間とする小樽市一般廃棄物処理基本計画を策定しておりました。しかし、その後、家電リサイクル法や建設リサイクル法などの各種のリサイクル法が施行されたこと、天神のごみ焼却施設が平成13年3月に用途廃止されたことにより、一般廃棄物の焼却施設での中間処理量や最終処分場における埋立処分量に変更が生じたこと、一方では事業系一般廃棄物の埋立処分手数料の有料化と資源化の推進で、事業系一般廃棄物の処理量が大幅に減少したこと、それから平成17年度から家庭ごみの減量化を目的として資源物の収集品目を拡大して収集回数を増やすと同時に、家庭ごみの有料化を実施したことにより、今後一般廃棄物の発生量及び処理量の減少が見込まれること、さらに北しりべし廃棄物処理広域連合が設置するごみ焼却施設及びリサイクルプラザが平成19年度に供用開始される予定であり、これらの施設の供用開始後には一般廃棄物の中間処理量や埋立処分量などが変化することなど、計画の前提となる諸条件に大きな変化があったことから、今回計画の見直しを行ったところであります。

それでは、一般廃棄物処理基本計画の3ページをごらんください。

計画期間については、平成17年度から平成26年度までの10年間とし、平成26年度を計画目標年次、平成21年度を中間目標年次として、広域連合の広域計画などとの整合性を考慮しながら策定したものであります。

次に、4ページのごみ処理基本方針については、ごみの発生抑制や資源化の推進、環境教育の充実、環境に優しいごみ処理体制の整備の四つの基本方針を定め、5ページから14ページまではごみの排出量、排出ごみの性状、資源物収集量、集団資源回収量、リサイクル率、市が収集・運搬した生活系ごみ量、中間処理量、最終処分量などのごみ処理の実績を示し、また、収集・運搬は市民サービスの向上を図るとともに、民間委託を進める必要があることなどを挙げております。

次に、15ページの将来人口の予測については、過去10年間の人口を基に、広域連合と同じトレンド法により推計し、そのうち1次指数曲線式による人口を採用しております。

次に、16ページの生活系ごみ1人1日平均排出量、原単位については、資源物の収集品目の拡大や生活系ごみの有料化などにより、平成15年度実績755グラムに対し、平成21年度までにおおむね19パーセントの減量、平成22年度以降毎年度1パーセント減量することとし、平成26年度までに584グラムとする予測を行い、その結果、計画目標年次となる平成26年度における生活系ごみ排出量については、2万8,110トンと予測しております。

次に、17ページの資源物 1 人 1 日平均排出量、原単位については、平成17年度以降減量化・有料化により資源物収集量は大きく増加することが見込まれることから、平成15年度実績15グラムに対し、平成21年度までにおおむね10倍、平成22年度以降この水準を維持することとし、平成26年度までに162グラムとする予測を行い、その結果、平成26年度における資源物収集量については、7,798トンと予測しております。

次に、18ページの事業系ごみ量については、分別の徹底や資源化の促進により、平成15年度実績 2 万 6 18 トンに対し、平成21年度までにおおむね10パーセントの減量、平成22年度以降は毎年度 1 パーセント減量することとし、平成26年度では 1 万 7, 600 トンと予測しております。

次に、19ページにおいては、市、市民、事業者、それぞれの立場におけるごみの排出抑制のための方策、20ページでは平成26年度までのごみの収集・運搬、中間処理、最終処分など、ごみの処理主体の計画をまとめております。

また、21ページから24ページにおいては、排出抑制、再資源化に関する基本方針として、市民、事業者に循環型社会形成の基本コンセプトである 3 R が広く浸透するよう、総合的な施策を展開することとし、資源化の方法については、平成19年度以降は広域連合が設置するリサイクルプラザで資源化を行うことや、収集品目や収集回数について明示しております。資源化量については、市が収集する資源物のほかに、燃やさないごみ、粗大ごみの破碎・選別処理により回収される鉄やアルミの量を加えて、平成26年度には9,203トン、リサイクル率については22.3パーセントと予測しております。

次に、25ページの収集・運搬に関する基本方針については、生活系ごみを迅速かつ衛生的に収集・運搬し、清潔で快適な住みよい生活環境の維持に努めることや、高齢社会に対応したごみ収集の工夫、収集の効率化を図り、収集コストの低減に努めるものとしております。収集・運搬体制については、生活系ごみのうち、燃やすごみ、燃やさないごみ、資源物の3種類は、市が収集・運搬することとし、粗大ごみ、事業系ごみについては、許可業者が収集することとしております。また、今後の検討課題として、平成26年度までに収集回数や資源物の収集品目については、排出量の推移を見ながら、随時見直しを行うことや戸別収集は地域要望に基づき、対応を検討するなどを挙げております。

次に、26ページのごみの分別区分については、燃やすごみ、燃やさないごみ、12分別の資源物、粗大ごみ、事業系ごみとしております。

次に、27ページにおいては、市の収集・運搬量と許可業者による収集・運搬量の予測を行い、28ページでは、平成17年度及び18年度は資源物については小樽市リサイクルセンターと民間施設において処理を行い、平成19年度以降は資源物を含む生活系ごみと事業系ごみを広域連合が設置する焼却施設やリサイクルプラザで中間処理することや、中間処理の高度化による埋立処分量の大幅な削減を図ることなどの中間処理に関する基本方針を示しております。

次に、29ページにおいては、平成19年度以降における中間処理として、生活系燃やすごみと事業系ごみは広域連合が設置する焼却施設で処理を行い、燃やさないごみと粗大ごみは破碎・選別などの処理を行い、資源物を回収した上で埋立処分にし、また、資源物はリサイクルプラザにおいて選別・圧縮等の処理を行い、処理後の残さについては、埋立処分することとしております。

次に、30ページの焼却施設での焼却量については、平成16年度はゼロであったものが、平成26年度では3万9,681トンと予測し、31ページのリサイクル施設での資源物処理、破碎・選別・再生処理量については、1万4,825トンと予測しております。

次に、32ページと33ページにおいては、周辺環境に影響を与えないように、最終処分場の適切な管理・運営に努めるなどの最終処分に関する基本方針を設定し、最終処分量については平成16年度では6万45トンであった最終処分量は、平成19年度以降は焼却残さや破碎・選別処理残さなどを対象とし、平成26年度では8,592トンと予測しております。

次に、34ページと35ページにおいては、ごみ処理施設の整備等に関する事項として、リサイクルプラザ、焼却施設、最終処分場について説明をしております。

次に、37ページから39ページの生活排水処理基本計画においては、基本方針、生活排水の処理主体、生活排水の処理計画を設定し、平成26年度における生活排水処理率は91.9パーセント、し尿及び浄化槽汚泥の処理量の見込みについては、9,813トンと予測しております。

以上が、小樽市一般廃棄物処理基本計画の概要でございます。なお、収集・運搬の民間委託化や最終処分場の施設整備については、本計画の趣旨に沿って個別計画を策定する予定であります。今後とも循環型社会の形成の視点到に立ち、本計画に沿って一般廃棄物の適正な処理を進めてまいりたいと考えております。

委員長

「平成16年度小樽市温暖化対策推進実行計画の進ちょく状況について」

(環境)環境課長

平成16年度小樽市温暖化対策推進実行計画の進ちょく状況について報告申し上げます。

配布資料をご参照ください。

本計画は地球温暖化対策の推進に関する法律により、平成13年6月に策定したものであり、本市の実行計画の削減目標は1の「実行計画の削減目標」にございまして、平成17年度に、市の事務・事業から排出される温室効果ガスの総排出量を平成11年度に比べて2パーセント以上削減するというものであります。

計画期間は、平成13年度から平成17年度までの5年間となっております。平成16年度の総排出量の目標達成状況については、2、「温室効果ガス総排出量の目標達成状況」にありますとおり、温室効果ガス総排出量は削減目標約1.6パーセントに対して14.7パーセント減となったところであります。また、率先行動の目標達成状況については、3、「率先行動の目標達成状況」にありますとおり、削減目標約4.0パーセントに対して公用車燃料のガソリン及び軽油、紙の購入量が達成されませんでした。温室効果ガスの発生源となる活動量の実績につきましては、資料の裏面の表に示しております。4、「点検結果の評価と今後の取組」であります。平成16年度の温室効果ガス総排出量は3万3,582トンとなり、平成11年度より5,768トン減り、削減率は14.7パーセントで、平成17年度目標の2パーセントを大きく上回っています。温室効果ガス別の排出については、大宗を占める二酸化炭素が暖冬であった平成15年度削減率の15.5パーセントには及びませんでした。平成11年度比では暖房やロードヒーティングの適切な施設管理等により5,586トン減り、14.5パーセントの削減となったところであります。また、メタンは自動車の走行量と下水処理量の増加により3.7パーセント増、一酸化二窒素は笑気ガス使用量の減少と廃棄物焼却処理施設の停止により46.3パーセント減、HFC(代替フロン)についてはエアコン車両の減少により、1.4パーセント減となったところであります。日常業務及び施設管理等に関する率先行動の目標達成状況については、公用車燃料のガソリンと軽油、紙の購入量が達成できませんでした。特に増加しているガソリンは台風の被害処理等の対応により、特殊車両等の走行量が増えたものであります。

今後は目標を達成するため、最終年度の平成17年度に向け、より一層日常業務及び施設管理等に関する率先行動の推進が必要であります。また、参考として、温室効果ガスの大宗を占めます二酸化炭素排出量及び平成11年度比の削減率の推移を記載しております。

委員長

それでは、今定例会に付託された案件について順次、説明願います。

「議案第4号について」

「議案第12号について」

(福祉)高齢・福祉医療課長

議案第4号小樽市福祉医療助成条例の一部改正について説明申し上げます。

重度心身障害者、ひとり親家庭等、乳幼児を対象とした医療助成については、北海道医療給付事業を活用し実施しておりますが、平成17年度北海道医療給付事業の補助要綱が改正されましたので、その改正に合わせて小樽市福祉医療助成条例を改正するものであります。

内容は、本年の10月1日から医療費に係る基本利用料算定の際に、前年の所得を用いる期間を変更するものであり、これによって受給者証の有効期限が翌年の9月30日までから7月31日までに改められるとともに、あわせて民法の一部改正に伴って法律番号を改めるための所要の改正を行うものであります。

議案第12号小樽市軽費老人ホーム条例の一部改正について説明申し上げます。

小樽市軽費老人ホーム「福寿荘」は昭和50年から開設し、平成9年度からは社会福祉法人小樽北勉会に管理・運営を委託しておりますが、平成18年4月1日より福寿荘の管理を指定管理者に行わせるとともに、所要の改正をするものであります。

委員長

「議案第5号について」

(保健所)生活衛生課長

議案第5号小樽市温泉法施行条例等の一部を改正する条例案について説明いたします。

平成16年12月1日に民法の一部を改正する法律が公布され、平成17年4月1日から施行されたことにより、それまで二つの法律として形成されていた民法が一本化され、その法律番号が一つになったこと及び同法に規定する能力という言葉が行為能力に改められたことに伴い、小樽市温泉法施行条例及び小樽市薬事法施行条例に規定されている民法の法律番号を改めるとともに、小樽市浄化槽に関する条例に規定されている能力という字句を行為能力に改めるものであります。

委員長

「議案第10号について」

「議案第11号について」

(福祉)地域福祉課長

議案第10号小樽市総合福祉センター条例の一部を改正する条例案について説明いたします。

この条例案を提出したのは、小樽市総合福祉センターの管理を指定管理者に行わせるためであります。主な改正点といたしましては、総合福祉センターの事業として、これまで小樽市児童福祉施設条例に規定されておりましたとみおか児童館を加え、これは実態的に総合福祉センター内に設置されており、総合福祉センターの他の施設と一体的に管理されてきたものを整理するためであります。

次に、第4条から第4条の2において指定管理者による管理、指定期間、指定管理者が行う業務を規定するものであります。また、これまで小樽市総合福祉センター条例施行規則で規定していた利用時間、休館日を第4条の4で開館時間等としたものであります。

引き続きまして、議案第11号小樽市身体障害者福祉センター条例の一部を改正する条例案について説明いたします。

この条例案を提出したのは、小樽市身体障害者福祉センターの管理を指定管理者に行わせるためであります。主な改正点といたしましては、第4条から第6条において指定管理者による管理、指定期間、指定管理者が行う業務を規定するものであります。また、これまで小樽市身体障害者福祉センター条例施行規則で規定しておりました利用時間、休館日を第7条で開館時間等として規定したものであります。

委員長

「議案第13号について」

(市民) 銭函サービスセンター 所長

議案第 13 号小樽市銭函市民センター条例の一部を改正する条例案について説明申し上げます。

本条例案は、小樽市公の施設の指定管理者に関する条例に基づき、平成 18 年 4 月 1 日から指定管理者制度を導入するに当たり、所要の改正を行うものであります。

主な改正点としては、指定管理者による管理や業務、指定期間などを新たに定めるとともに、小樽市銭函市民センター条例施行規則で定めていた開館時間等を今回条例で定めるなど、その他必要な改正を行うものであります。

委員長

「議案第 14 号について」

(市民) 総合サービスセンター 所長

議案第 14 号小樽市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例案について説明申し上げます。

本条例案は、小樽市公の施設の指定管理者に関する条例に基づき、平成 18 年 4 月 1 日から指定管理者制度を導入するに当たって、所要の改正を行うものであります。

主な改正点としては、指定管理者による管理や業務、指定期間などを新たに定めるとともに、小樽市コミュニティセンター条例施行規則で定めていた開館時間等を今回条例で定めることとし、その他必要な改正を行うものであります。

委員長

「議案第 15 号について」

(保健所) 保健総務課長

議案第 15 号小樽市夜間急病センター条例の一部を改正する条例案につきまして説明いたします。

小樽市夜間急病センターの運営管理につきましては、従前から小樽市医師会に管理委託をしておりますが、地方自治法の一部改正に伴い、平成 18 年 4 月 1 日より指定管理者制度を導入することになりますことから、小樽市夜間急病センター条例におきまして、所要の改正を行うものでございます。

委員長

「議案第 21 号について」

「議案第 23 号について」

(福祉) 子育て支援課長

議案第 21 号小樽市児童厚生施設条例案並びに議案第 23 号小樽市知的障害児通園施設条例の一部を改正する条例案について説明いたします。

初めに、議案第 21 号小樽市児童厚生施設条例案を提出いたしましたのは、児童厚生施設を対象に条例を制定し、いなきた児童館及び塩谷児童センターの管理を指定管理者に行わせるためであります。また、附則におきまして、従前、児童厚生施設を規定していた小樽市児童福祉施設条例から児童厚生施設に関する条項を削除するため、一部改正し、あわせて所要の改正を行うものであります。

次に、議案第 23 号小樽市知的障害児通園施設条例の一部を改正する条例案を提出いたしましたのは、指定管理者の指定期間につきまして、3 年としていたものを他の施設と同様に 5 年以内として、あわせて所要の改正を行うものであります。

委員長

これより一括質疑に入ります。

なお、順序は、共産党、自民党、平成会、公明党、民主党・市民連合の順といたします。

この際、暫時、副委員長と交代いたします。

(委員長席交代)

副委員長

それでは、暫時、委員長の職務を行います。
共産党。

北野委員

指定管理者制度について

最初に、指定管理者制度について若干伺います。

この制度に関連して、対象となる公の施設は各部ごとに何々であるか。今回提案されている以外の施設を説明してください。

市民部次長

市民部所管の公の施設でございますけれども、今回の条例提案以外で7施設ございます。葬斎場、市民会館、公会堂、市民センター、勤労青少年ホーム、勤労女性センター、墓地ということで7か所ございます。

北野委員

墓地は何か所。

市民部次長

墓地につきましては、14か所でございます。

(樽病)総務課長

病院に関しての施設ですが、一部医療法上の対象外になるものもありますが、小樽病院と第二病院の二つの施設があります。

(福祉)地域福祉課長

福祉部所管の施設といたしましては、小樽市助産施設、真栄、手宮、奥沢、銭函、長橋、赤岩、最上の7保育所、奥沢児童遊園、銭函児童遊園、こども発達支援センター分室、新光デイサービスセンター、銭函デイサービスセンターです。

(保健所)保健総務課長

保健所所管の施設につきましては、夜間急病センター以外の公の施設はございません。

(環境)管理課長

環境部といたしましては、対象となる公の施設はございません。

北野委員

病院ですけれども、今、二つ答えたのですが、高等看護学院は小樽病院の中に含まれているのですか。独立した公の施設ということではないのですか。

(樽病)総務課長

失礼しました。独立した公の施設で高等看護学院も別にもう一つあります。

北野委員

それでしたら、三つですね。

(樽病)総務課長

はい、失礼いたしました。

北野委員

それらは、指定管理者に行わせるに当たって、施設を公募又は随意契約で考えておられると思うのですが、それぞれ今提案されている議案ごとにそれぞれの施設が公募がふさわしい、あるいは随意契約がふさわしいというように考えている点があれば、答えていただきたいと思います。

(保健所)保健総務課長

保健所所管の夜間急病センターでございますけれども、事業の専門的な知識を有すること、それと医療の継続性の確保という観点から、現在、小樽市医師会の方に委託しておりますけれども、それを引き続き指定管理者にして継続して、当面は委託というか、指定管理者としてやっていきたいというふうに考えてございます。

(福祉)高齢・福祉医療課長

軽費老人ホーム「福寿荘」につきましては、指定管理者につきましては公募で考えてございます。

(市民)総合サービスセンター所長

小樽市コミュニティセンターでございますけれども、現在のところ、小樽市いなきたコミュニティセンター運営委員会というところに管理を委託しておりますけれども、このたび新たに随意契約ということで指定管理者ということで考えてございます。

(市民)銭函サービスセンター所長

銭函市民センターでございますけれども、現在、小樽市銭函連合町会に委託してございますけれども、地域住民の生活に密着した施設である、それから市民協働のまちづくりを目指しているというようなことから、引き続き随意契約でやっていきたいと思っております。

(福祉)地域福祉課長

議案第10号、第11号でありますけれども、総合福祉センターと身体障害者福祉センターについては、随意契約で行いたいと考えております。

北野委員

そのわけは。

(福祉)地域福祉課長

総合的な福祉施設ということと、道の上部団体等々の関係がございまして、実際的には社会福祉協議会に総合福祉センターは管理委託をしております。それから、身体障害者福祉センターの方もいろいろな障害団体等の上部団体といいますか、取りまとめ団体でありますので、身体障害者福祉協会に委託しておりますので、そちらの方も随意契約でお願いしたいというふうに考えております。

(福祉)子育て支援課長

児童館の関係でございますけれども、とみおか児童館につきましては、総合福祉センターの開設以来、一体的な管理・運営がなされているということから、これは切り離さず、先ほど申し上げたように一体管理ということで、任意に整理してまいりたいというふうに考えております。なお、いなきた児童館と塩谷児童センターにつきましては、管理・運営の面では委託はしていないので、今回の指針の原則の公募に従うという考え方に沿った形で、やってまいりたいというふうに考えております。

北野委員

そこで、夜間急病センターなのですが、現在、小樽市の市立病院の建設の計画、さまざまな段階が出てきているわけですが、夜間急病センターについては、救急医療体制については、医師会と意見が異なっておりますよね。それで、今答弁がありましたように、保健所が医師会に引き続き行わせたいという考えをお持ちなのですが、これに当たって医師会から急病センターについて何か注文をつけられるという懸念はありませんか。というのは、新市立病院については、救急体制を併設して、たらい回しにしないようにしてほしいという市民の要望があるわけです。それに照らして、現行どおりであれば不十分だという市民の声があるわけです。そういう点での懸念があるものですから聞くわけです。

(保健所)保健総務課長

ただいまの点でございますけれども、夜間急病センターの指定管理者制度につきましては、今議会でルール改正

を行って、自治体の具体的な指定管理に向けて今後いろいろな調整をしていくこととなりますけれども、まだ具体的な医師会との話はされていない状況の中で、どのようになるか、今の時点では読めない部分もございますけれども、事前の話の中では現行の枠組みの中で継続をしていくということで話はしてございます。

北野委員

病院新築準備室に伺いますけれども、この救急体制について、皆さんの考え、それから医師会の考え、現時点でどういう開きがあるのかということの説明していただけますか。

(総務) 吉川参事

急病センターの関係でございますけれども、ご承知のように、基本構想の中では新病院において1次から3次というか、2.5次を一括してやろうということの基本構想を持っておりますけれども、その運営体制については医師会等と連携をとりながら行っていきたくと思います。今回の中間答申でございまして、やはり現在のいいいますか、公設民営の夜間急病センターを中心に全市的に救急医療を支えていくと、そういうしくみの方が現実的だし、医師確保等の面からも現実的ということで中間答申がございましたので、私どもは最終答申の中で新病院に対する要望とございますか、そういうものもまとまるというふうに聞いていますので、それを受けて検討していくということになるかと思っております。

北野委員

私が先ほど述べました現在の夜間急病センターの体制であれば、例えば交通事故の場合、まず真っ先に診察するのは脳外科の方です。それから、整形とか、最後に内科というふうになるのですが、たらい回しされるという不安というか、改善方の要望が強いのです。それと、場所が北小樽地区にあるものですから、中央部にしてほしいという強い要望が再三出されるわけです。それで、医師会の役員ではないですけども、開業医の方からも患者やその家族から、そういう改善はできないのだろうかということがたびたび聞かされるというふうに聞いているわけですから、今、吉川参事が答えた経過はわかるのですが、市民の要望との関係で、このままだと医師確保の点では確かに困難があるということは私もよくわかります。しかし、そういう市民の基本的な要求が実現できないのだったら、いったい何のための新市立病院なのかということが言われているわけなので、この市民の要望を医師会との関係でどのように実現していくのか、統一していくのか、難しい問題だとは思いますが、市民のそういう命にかかわることですから、考えがあれば説明してください。

保健所長

今のご質問にお答えします。

私は、救急医療体制の方もやっていますけれども、最終答申にもでてきた今の問題は、とても大きな問題だというふうに認識しています。夜間急病センターはとりあえず1次救急施設で、今、委員がおっしゃったような、さらにその次に来る大きな問題、大きな疾患の場合、それは次の2次救急指定ということで、夜間急病センターでは見きれない問題、それをバックアップする輪番制の2次救急というのを今考えていますけれども、それが十分機能してこなかったのは事実です。それをどうしたら間違いなく機能できるかという部分を、今、委員会の方で考えて、最終的にはとにかく365日、すべての疾患を小樽市内で賄える体制を考えております。特にさらに小樽市内ではできない3次救急が必要な場合もあります。その辺の部分もある程度今後考えていかなければならないと考えていますけれども、いずれにしても夜間急病センターは内科、外科、整形外科、それのある程度最初の段階で診れる患者を対象にしていますけれども、その次のさらにより大きなところが必要になってくる。それは2次救急の輪番制として考えていますけれども、その体制を最終答申に向けて委員会としては考えているところでございます。

北野委員

ちょっとそれだけでは市民の皆さんは納得しないと思うのです。要するに1か所で全部診ていただいた方が患者の側から言えばいいわけです。だから、所長がおっしゃるとおりであれば、例えば医師会の言うとおりであれば、

担当の医師が当番制で急病センターに詰めるようなことも考えているのですか。

保健所長

最初の 1 次段階の診察体制、内科、外科、整形外科、主にその三つになりますけれども、それは医師会又は公的病院からの医師で考えております。ただ、問題はそれで済まない脳外科的な疾患、胸部外科的な疾患、いろいろな大きな問題があります。現状ではなかなか急病センターでは対応できないのでダイレクトに大病院に行ったりとか、そういった実態が多いのです。それでも365日、きちんと押さえられているかということ、やっぱりどうしても不完全なのです。今、そういった部分も夜間急病センターに直接関係なく、市内のそういう専門医の間で365日、例えば輪番制で押さえていこうと、そういう考えで話は進んでおります。夜間急病センターだけで対応できる部分は、どうしても初期段階で診られる疾患に限ると考えていますけれども、実際重い疾患が出た場合、救急車でダイレクトにやはりその専門病院にかからなければならないのが現状ですから、その部分まで含めて今考えています。

北野委員

だから、救急車で夜間急病センターから別なところに回ると。さらにまた、必要あれば別なところに回るというように、大変これまで患者から不評なのです。そういうことぐらいせつかく新しく病院が建設されるのであれば、解決していただきたいし、場所の問題も中央部にという要望が大変強いわけで、この辺は医師会と、若干というよりも、かなり意見が違っているものですから心配しているわけです。ですから、医師会との話の中で、ぜひ市民のそういう要望、当然のことですから、これをきちんと実現させる方向で医師会の理解と協力もいただくというふうにしていきたいと思うのです。

それで、夜間急病センターの指定管理者に随意契約で引き続き医師会、これは医師会しかないと思うので、それだけに医師会の方と新市立病院の夜間急病センターの問題について、逆に医師会の方からそういう注文つけられた場合どうなるのかという心配があるから申し上げたので、そういうことを含んでぜひ対応していただきたいという強い要望だけ申し上げておきます。

指定管理者制度から派生する雇用問題について

次に、指定管理者に公の施設を任せる場合、雇用問題でどういう問題が派生してくるというふうに考えていますか。それぞれの部でなくても、代表してどなたでもいいです。

市民部次長

指定管理者になった場合でございますけれども、一応指定管理者の入替えといいますが、3年ないし5年ということでありますけれども、その契約期間が切れるときにスタッフの部分が切れるということで、雇用の不安定性というのはあるのかというふうに思います。それから、もし別会社となった場合に、そのスタッフが総入れ替えになったときに、果たして引継ぎができるのかどうか、その辺が危ぐされる場所ではあります。

北野委員

私の質問で舌足らずなところがあったかと思うのですけれども、そういう問題が生ずると心配されていると。その解決策は小樽市として、あるいは担当の部としてどういうことを考えておられますか。

市民部次長

市民部といたしましては、今のところは連合町会関係に随意契約するということでしたので、今の二つに關しましては、一応安定性があるということで問題ないと思うのですけれども、これからもし広げるということになった場合につきましては、業務のマニュアル化をして、それを引き継いでいただくということと、それから、全く手放しということにはならないと思いますので、所管課でマニュアルの勉強をしておいてもらうというようなことで考えております。

北野委員

ほかの部でありますか。例えば12月にどこに指定管理者を決めて行わせるかということが提案される予定でしょ

う。そして、特に公募というところは、雇用問題というのは継続性の問題でいろいろ出てくるのです。何か考えがあれば聞かせてください。

福祉部次長

私どもは一応公募ということで、塩谷といなきたの児童館を考えておりますけれども、それについては児童厚生員と申しますか、ある程度そういう資格ということで配置をしなければなりませんので、当然公募に、今社会福祉協議会に委託をしておりますけれども、もし仮にかわれば、その資格者については確保してもらうのか、又は現在いる方を継続して雇用して、公募で契約になる方に引き継いでもらうのかというようなお願いをしたらいいのかというふうな案を持っております。

北野委員

あと提案されているところで、特に雇用問題で特に答弁しておくことございますか。ありませんか。

この問題についてはさまざまな方から雇用の継続が可能なのだろうかということが、既に私どもの方に家族から心配が寄せられているのです。ですから、市としてもそれぞれ今申し上げたように考えておられると思うので、これから仮に12月をクリアしたとしても、3年ないし5年でまた契約のし直しになるわけですから、その辺はよく考えてやっていただきたいということだけお願いしておきます。

議案第4号について

それから、次、議案4号にかかわってですが、これは先ほどの説明にあったように、道の制度の改定を前提にして民法の改正と合わせて提案されているわけですが、そこで伺いますけれども、北海道や小樽市の医療費の単独助成制度の改定にかかわって、関係者の負担増は幾らなのか。通年ベースで幾らというふうに答えていただければと思います。小樽市は昨年たしか1億6,000万円の影響額というふうに答えていますけれども、それに大きな変更があれば知らせてください。

(福祉) 高齢・福祉医療課長

福祉医療助成制度、昨年10月に改正されまして、まだスタートして完全に1年たっておりませんので、正確な部分での実績というのは出てございませんけれども、平成16年度予算ベースで申し上げますと、今、北野委員がおっしゃったとおり、事業費ベースで1億6,000万円という部分、それからそれを内訳としては道費ベースで4,000万円、一般財源ベースで1億2,000万円ということで見込んでおりました。今のところ、この額についてはちょっと超えるかということでは考えてございます。

北野委員

次、介護保険の制度が大きく変わったわけですが、予算委員会でも聞いたのですが、給付費の12.5パーセントの市町村負担分、これは小樽市が幾らになるかということについては、まだ詳しいことが示されていないのでわからないという答えでした。それで、いつごろ小樽市の負担分が明らかになるのか。それと、制度が変わりましたよね。それで現行の制度の下で、実際にヘルパーの介護を受けている方で外れる方が幾らと想定しているのかということ。それから、施設の入所者です。ホテルコストが今度負担増となるわけですが、年金等で収入が確定していると、明白になっている場合が多いわけですが、この方々が自分の年金でホテルコストを負担できない場合、どうするつもりか。いろいろ暫定措置があるようですが、それらも含めて説明してください。

(福祉) 介護保険課長

3点ほどご質問がございましたけれども、まず今の負担分、給付費がどれくらい伸びるか、これがいつごろ判明するかですけれども、これはこれから第3次の介護保険事業計画、市民の方々に委員に入ってくださいまして策定をすることでございます。その際に今の介護報酬等もこれから示されてくることでございますので、年明けと申しますか、1月ないし2月にならなければ、具体的な保険料を含めた給付費にかかわる数値的なものというのは出てこないかと思えます。

それから、継続者の部分でヘルパーが今来られている方で、どれぐらい外れるかというお話でございますけれども、これはいわゆる新予防給付と言われる部分、継続者、今の要介護 1 の半分以上の方々が要支援 2 に落ちていく、あるいは現在要支援の方々の今のヘルパーの部分の居宅での利用限度額、これが恐らく制限されるであろうと。この数字はまだ出ていません。中重度者、要介護 2 以上の方々については、変えるつもりはないと言っているのですが、それより下の部分の予防給付の部分については下げていく。下げていく度合いがまだ私どもの方で把握できておりません。少なくとも、一時期言われていたようにヘルパーは一切派遣せずに筋トレだけを強制するのだと、そういうことではないということだけは、今回の衆議院、参議院の委員会の中で明らかになっております。どれくらい本来必要とされている方が制限されるかということからいえば、これは国会の答弁での言い方ですけども、適切なケアマネジメントに基づいて実施されるものは制限されない。要するに今非常に不適切に実施されている訪問介護があるのであると、そういうことだと思うのです。

それから、ホテルコストの問題でございますけれども、こちら今 6 月 20 日に介護報酬の分科会が開かれて、これからのスケジュールが示されておりますけれども、まだまだ先の話のようで、10 月から実施するのですけれども、7 月になってもまだ介護報酬の分が出てこない。当然、各施設、ホテルコストを算定すべき施設についてもまだ決められないと。何件かの施設管理者にお話を伺いましたら、予想してやっても手戻りになるので全部が出てきた段階で積算をすると、7 月段階で、私ども保険者から説明をするのがいいのか、あるいは指定権者である北海道が説明すべきか、そこの問題もまだ解決しておりませんけれども、そのあたりのホテルコストについての要件を確定していくことが今最優先だと思っております。

それから、例えば低所得者の対策でございますけれども、これについては一つのルールが示されておまして、特定サービスの部分の新しい 6 段階の所得構造に基づいた軽減措置がされておりますけれども、これも具体的な部分は私どもで持っております税情報から、これから積算をしてみたいと思いますので、具体的なことが見え次第、お知らせをしてみたいと思っております。

北野委員

既に市民の方々から介護保険課にもいろいろな問い合わせ、心配が行っていると思うのですけれども、それぞれいつごろ時期として、いわゆる介護保険の対象の世代、いつごろ明らかに説明できるのですか。

(福祉) 介護保険課長

今のホテルコストの部分については、7 月後半には具体的な流れを示さなければ、現在入居されている方の中でどの方が低所得対策を受けられるか、あるいは具体的にホテルコストが幾らになるかということを施設側でも入居者の方にお知らせしなければなりませんので、それは一つの目安として 7 月下旬ということになっています。

北野委員

では、次の問題です。

市立病院の駐車場について

次は、小樽病院に聞きますけれども、既に今までいろいろ努力されてきたと思うのですけれども、駐車場が大変狭いという苦情がまた最近相次いで我が党にも寄せられるようになっていきます。これまでいろいろ努力されてきたと思うのですけれども、改築までは現行で我慢してくれという態度なのか、それともこれまで努力してきたように、駐車場の拡大について何か考えていることがあれば、知らせてください。

(樽病) 総務課長

病院の駐車場の件ですが、現在の病院は建設された時期が現在のような車社会ではない時期に建てられたために、駐車スペースが狭いということで、来院される患者の方にご不便をかけております。それで、幾つかいろいろ駐車場関係、障害者用のスペースの確保などをやっておりますが、実際に駐車スペースを広げる対策といたしましては、病院の向かいに看護学院の清汐寮と看護師宿舎が現在使われないでありますので、その部分についても検討はいた

しましたが、駐車台数があまり確保できないということや、取壊し費用とか整備費に非常に多額の費用がかかることから、ここでの確保は現在難しいと考えております。駐車スペースの確保については、常日ごろ心がけておりますが、敷地内にはもうスペースがないということと、病院周辺も空き地がないので、現状ですぐにできる解決策がないという現状であります。

北野委員

これは前から言われていることなので、確かに現在の病院が建てられたときは、こういう車社会は想定されていなかったと思うのです。しかし、他都市では同じ社会的条件に対応して駐車場の確保である程度進展が見られると。何で市立小樽病院だけが昔のままなのかということがいろいろ言われるわけです。私も最近言われたのは、例えば住吉中学校を廃校にしたときに、あそこに差し当たりグラウンドが市立病院側に向いているものですから、そこを臨時に駐車場に使わせていただけなかったのかと、こういう意見も寄せられているわけです。だから、努力してきたことはわかるのですが、駐車、特にお年寄りの急患を、ぐあい悪かったら乗せて息子さんやお嫁さんが車でいった場合、「おじいちゃん、おばあちゃんだけ先に病院に行きなさい」といって玄関前でおろすわけにいかないというのです、付き添っていく必要があるのです。こういう場合、本当に当惑するという話が寄せられているわけです。ですから、今の話を聞いていたら、現状が改善されるという見通しが見られないので、そういうことでいいのかどうかということなのです。

(樽病)事務局長

駐車場の件ですけれども、今、ご指摘のとおり狭く、37台、プラス身体障害者用が2台、これが現状でございます。それで、今まで私も来て2年になりますけれども、さまざまな検討なり、近隣の状況なりを常に見てきております。私の来る前から駐車場の確保については、検討してきているというふうには引き継いでおりますけれども、現実的に今課長が答弁しましたように、検討した項目はありますけれども、なかなかそれを現実に駐車場として使用していくことは、さまざまな難しい問題があってできないというのが現状でございます。

それともう一つは、たまたま私は、向かいの協会病院の事務部長とよくいろいろな面で情報交換するのですが、駐車場の件についても、いろいろ話し合っただけで今までのことでは、向かいもその辺で新たな用地を確保、いわゆる近隣用地を確保するというのはなかなか難しいというふうにお互い話して、今、委員がおっしゃいましたように、そうすれば具体的な方策はないのだねということでは、正直言って、現在では具体的な確保策というのはなかなか見出せないでおります。ただ、周りの環境自体がそういった意味でいい方向で何か変化がありましたら、また検討していかなければならないというふうには思っております。

それともう一つは、駐車場を確保することが一つの方法としてありますけれども、もう一つの方法としては、いわゆる患者が小樽病院に来る時間を集中させない方法が何かあるのかと。そういった方法をやはり新しい病院が建つまでまだ何か年もありますから、その辺の検討もしていきたいと思っておりますけれども、私どもも一日でも早く病院を建築していただいて、その辺の解消ができればよろしいというふうには思っているところでございます。

北野委員

新病院が建つまで我慢しろということで、時間帯をずらすと云うって、37台しかないのをどうやってやりくりするのかという問題ですから、これはもう少し熱意を込めて取り組んでいただきたいと、強く要望しておきます。

豊井浜付近のごみの散乱問題について

最後ですが、前にも議会でいろいろ問題になっているのですが、豊井浜付近のごみの散乱問題、これで今朝も環境部に指摘をして実態等は調査されていると思うのですが、現状はどうなっているのか。それから、今後の対策をどうされようとしているか、説明してください。

(環境)管理課長

まず、実態といいますか、状況といたしましては、今日午前中に見てまいりましたけれども、要は場所といたし

ましては、豊井の浜の雪捨場、市民が雪を捨てる場所があるのですけれども、そこに駐車場がございまして、その辺の一部にごみが相当散乱している。それと道路わきに、それからずっと来たところの高島の道路があるのですけれども、その道路に一部、ごみが散乱しているという状況でございます。これは23日、先週の木曜日でございますけれども、建設部でごみの撤収といいますか、一回きれいにはしてございます。それから、土日を含んだものですから、またそこに捨てられたごみがたまっているという状況でございます。土日に若い方を中心としてあそこに来られた方々が、自分たちのビールを飲んだ缶とか、食べ残しものを捨てていくと。持ち帰っていただければ一番いいのですけれども、それをしないでマナーがない中で捨てているという状況でございます。

こういう部分があるものですから、私どもも不法投棄の監視パトロール車を昨年来からその部分は見回りをさせているのですけれども、なかなか土日ごとにこうやって捨てられる状況があるものですから、拾ってもまた捨てられるという状況でございます。この部分の対処方法なのですけれども、正直言いまして、拾うしかないような状況でございます。あそこに24時間人が張りついて指導できればいいのですけれども、なかなかそれも現実としてはできるわけではない。私どもとしては、立て看板とか、あと小まめに平日になってしまうのですけれども、不法投棄の監視パトロール車をあそこになるべく行けるような状態でもって、あそこを重点的な箇所の1か所に位置づけて、そういう中で見回っていききたい。あと実際その捨てられたものの処理についてはどうしようもないのですけれども、捨てないような、捨てられないことが何かできないか。実は、建設部と協議している部分の経過はございますけれども、例えば駐車場の部分を閉鎖できないのか。例えばなのですけれども、そういうことも一応提案はしているのですけれども、なかなか色よい返事ももらっていないという状況でございます。この捨てられない対策でございますけれども、最終的には一人一人の啓発といいますか、ルールを守っていただくという啓発の部分に力を入れなければならないというふうに私ども考えてございますので、そういう中で広報とかホームページ等でもって、粘り強く訴えていくしかないのかというふうに考えてございます。

北野委員

付近住民は、今年はいつもの年よりすごいというのです。昨年度であれば、大変汚れているということで議会からも指摘があって、皆さん方の努力できれいにしたのですけれども、今年は雪捨場ということであそこが利用され、雪が解けてもしばらく散らかった状態が放置されていたものですから、そういうのを見て、さらにそれが促進されたのではないかという意見もあるわけです。それで、私も現地を見ましたけれども、いわゆる海水浴場の人は浜茶屋の人が自分に関連するところはきれいにしているのですけれども、それ以降祝津寄りの方は、もう捨て放題になっている。そして、道道海岸高島公園線に接続するところは、例えばカーブミラーの横の缶の砂の置く場所、そこにもうごみが捨てられていっぱいになって詰められている。今は砂を使いませんから構わないのですけれども、そこ1か所でなくて、その十字街から真っすぐかもめが丘団地に行く新しくできた道路がありますね。そこにも砂のセットがあるのですが、そこにも詰め込まれていた。これは近所の方の努力で全部とっている。それから、近所の方のごみステーションも山になるというのです。それで、自分たちが分別の区別なくやっていると思われたいからと、かぎをかう。こういうことをせざるを得ないというのです。だから、大変ステーションの管理にも気を使うようになっているということなので、これは利用者の心構えが非常に大事だと、啓発も大事だということなのですが、そういうことで雪捨場との関連がひとつ今年は特別な事情としてあるのではないかという指摘もあるわけですから、その辺も住民の意見をよく聞いて、近所の方が迷惑を受けないように、あそこに大工さんもおられますけれども、作業小屋の横に自分の廃棄物を捨てるボックスがあるのだけれども、そこにわんさと置かれるということです。だから、そういうこともあって、近所の方が大変迷惑しているということなので、この対策については環境部だけの責任ではないとは思いますが、住民から強い改善方が求められておりますので、ぜひ今後こういう苦情がないように努力をしていただきたいということです。

副委員長

共産党の質疑を終結し、委員長と交代いたします。

(委員長席交代)

委員長

質疑を自民主党に移します。

吹田委員

指定管理者について

まず、指定管理者についてなのですが、今回平成18年度から行います指定管理委託料の関係でございますけれども、これにかかわって委託料の中で人件費的に見ているものというのは、どのような計算方式で数字を出されているのかということで、何点が答えていただきたいと思います。コミュニティセンターはどうでしょうか。

(市民)総合サービスセンター所長

いなきたコミュニティセンターの場合は、職員が2名と、それからいわゆる臨時というのが4名、計6名ということで管理をしています。人件費につきましては、それぞれ市の臨時職員の単価ということで設定しております。

吹田委員

ちょっと飛び跳ねた論法で話すのですが、こういう公的ないろいろな施設がございまして、こういう中で、例えば老人の関係であるとかそういうものにつきまして、そういう憩的な部分、特にヨーロッパの北の方では、現役世代でなくて年金生活の方々が自分のライフワークとして、そういうことについて完全にそこにかかわっていらっしゃるというのがすごい目に見えていまして、そういう中ではこういうものにつきましても、現役世代の者が見なければだめな部分なのか、又はそういう方々が現役を離れましたので、少しはそういう社会の中で少しでも役立ちたいとか、活躍したいとか、こういう形の部分がある方々にやっていただけるようなものがないのだろうかということで、こういう今後も私たち戦後のベビーブームの方々が離れられて、そしてそういう年齢になりますと大変な負担になりますので、そういう面ではそのことを少しでもそういう方々が応援していただければと思うのですが、そういう中で、そういう形で現役の方がやらなければならない部分か、それともそういう方々がやってもできないことはないのかなというところが、そういうものについて検討ができるのかどうかについて、それについてそういうコミュニティセンターなどは特にそうだと思うのですが、そういうものについて何か皆さんの方から考えがあればと思いますけれども。

(市民)総合サービスセンター所長

現在のいなきたコミュニティセンターの職員等につきましては、すべて皆さん、いわゆるリタイヤした方でございまして、60歳以上の方たちばかりで運営をお願いしているところでございます。現役世代ということが当てはまりませんが、一応そういう高齢者と言ったら失礼ですが、そういう方たちをお願いをして活動をしていただいているというのが現状でございます。

吹田委員

私の方はこれにかかわって、今、指定管理者ということで、これからそういうものをやりますよということでございますので、今すぐということはないのですが、こういういろいろな意味で世の中の皆さんがそういう収入も含めていろいろなことをしなければならなくなりますと、ある部分はたいへん失礼ですが、余裕のある方はそういうところにかかわっていただいて、こういう現役世代の、費用はすべては現役世代が持っているわけですから、そういう面ではそういうところを何とか減らすような形のことをぜひお願いしたいと思っていますので、今後検討をいただければと思います。

出生数の動向について

続きまして、保健所ですけれども、母子手帳の関係で算出でよろしいのですけれども、出生数の二、三年の動向につきまして知らせていただきたいと思います。

(保健所)保健総務課長

出生数の推移でございますけれども、暦年で申しますと、平成15年の小樽市内の出生数は935名でございます。それから平成16年につきましては、821名ということでございます。それと母子手帳の交付件数から平成17年中の出生の予定数といえますか、見込みといえますか、あくまでも見込みでございますけれども、今までの母子手帳の交付件数から申しますと、730名程度というふうな予定数となります。

吹田委員

この730人というのは、大変失礼なのですが、これは例えば第1子又は2子以降の方々というのはどんな感じであるのかと思うのですけれども、いかがでしょうか。わかる範囲でお願いします。

(保健所)保健総務課長

そこまでの分析が5月末現在までで処理できていないものですから、後でということよろしいでしょうか。

吹田委員

はい、わかりました。

今、平成17年は母子手帳の中では730人程度ということでございますので、昨年から比べましても、やや90人ぐらいの人数が減るということでございます。

保育所の入所、待機児の動向について

こういう中では、これにかかわってですけれども、保育所のございますけれども、この4月段階の関係でここ二、三年の入所の動向、また待機児の動向につきまして質問したいと思います。

(福祉)子育て支援課長

認可保育所の入所児童数の関係でございますけれども、平成15年4月1日現在の入所児童数が1,492人、16年4月1日が1,525人、今年17年4月1日が1,273人となっております。だいたい同じような形で推移しておりますけれども、待機児の関係につきましては、同じく15年4月1日では37人、16年4月1日が33人、17年4月1日が28人になっています。16年4月に市立保育所3か所で50人を拡大してございまして、17年4月1日には28人で推移してございます。

吹田委員

平成17年度は1,500人ほどの人数が入っているのですけれども、この方々の親の所得階層的には、単純にいうと、A階層、B階層、C階層、D階層の中心、だいたい標準的なものというのはDの4階層ぐらいなのですが、この中で入所の比率的にはどのような所得階層の方が入っていらっしゃるのかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

(福祉)子育て支援課長

それぞれの年度、ただいま申し上げた平成15年、16年、17年のそれぞれの4月1日現在の入所児童数の世帯の階層についてですけれども、A階層、B階層、C階層あたりまで、ほぼ各年度50パーセントぐらいになります。そのほか、D階層というのは所得税の課税世帯になるわけなのですけれども、ちなみにDの4というのがだいたい前年度分の所得税額で申し上げますと、6万4,000円から9万6,000円の幅になるわけですけれども、それを軸にして申し上げますと、平成15年4月ではおよそ36パーセント、16年が30パーセント、17年4月が32パーセントということで、若干伸びていると、そのような状況でございます。

吹田委員

平成16年、17年、18年に保育料の値上げという問題で動いておりますけれども、この値上げにかかわって基本的

には総体的な収入が増えてきているのか、それとも階層の関係で減っているのかという感じですがけれども、ここら辺のところは金額的にはどうでしょうか。

(福祉) 子育て支援課長

保育費負担金の関係ですけれども、平成16年度からこの向こう3年間平成16、17、18年でだいたい道内主要都市のレベルぐらまでの引上げを段階的に行うということでスタートしたところでございますけれども、確かに15年度の決算と、それから16年度の決算見込み、まだ数値を固めてございませんけれども、やはり調定額で申し上げますと、4,600万円ほど調定額にしては増えてございます。それから、合わせて収入済額の方も4,200万円ほど増えていると、そういうことでございます。ただ、未収額につきましては、若干ですけれども、増えているという傾向にございます。

吹田委員

総体的な収入は間違いなく増えてきたと思うのですが、これにかかわって保育料滞納状況につきましては、ここ何年間の推移はどのようになっていますか。

(福祉) 子育て支援課長

申しわけありません。何年間の推移ということでは、平成16年度から保育費負担金を申し上げたとおり幅を改定してございますので、今、手元には平成15、16年度の比較しか持ち合わせておりません。ただ、平成15年度の決算見込みと16年度の決算見込みとを比較いたしますと、未収額が約390万円ほど増えていると、そういう状況でございます。

吹田委員

総体では平成15年度でどのぐらいの金額があるのでしょうか。

(福祉) 子育て支援課長

平成15年度の決算額で調定額が2億2,940万円ほど、収入済額が2億2,056万円ほどで、収入未済額が884万円ほどになっております。収納率で申し上げますと96.14パーセントでございます。それから、16年度の保育費負担金の状況については、調定額が2億7,540万円ほどで収入済額が2億6,258万円です。収入未済額が1,280万円ほどで収納率につきましては95.35パーセント、0.8ポイントほど減少しております。

吹田委員

前のずっと昔のデータを考えますと、大変収納率が上がっているという感じでございますけれども、保育料も今、口座振替というのをやっているのですけれども、この状況は現在どの程度の方々がこういうことをやっていますか。

(福祉) 子育て支援課長

保育費負担金の口座振替の収納状況についてですけれども、モデルケースということで申し上げますが、平成16年度は4,194件ございまして、そのうち217件がフラットというような状況でございます。全体の収納率では94.8パーセントということでございます。

吹田委員

保育にかかわっては、今も出生数が減っている。また、育てるための環境が非常によくないという感じでございますので、私の方では、市の財政の中で保育料の値上げというのはもう決まっておりますので進んでいくわけですが、その中でも少しでもその部分について今後預けやすい状況になっていただければと、こう考えております。

ごみの有料化関係について

続きまして、ごみの有料化の関係なのですけれども、ごみ袋の販売の関係につきましては、現在どのような金額があつて、売上高としてあるのかということについてなのですか、いかがでしょうか。

(環境) 間瀬主幹

指定ごみ袋の交付状況ということでよろしいでしょうか。

交付状況について説明いたします。3月でございますけれども、枚数がよろしいでしょうか、金額がよろしいでしょうか。

吹田委員

金額をお願いします。

(環境) 間瀬主幹

そうしますと、枚数と合計金額があります。3月でございますが、燃やすごみが83万8,991枚、それから燃やさないごみが68万5,384枚、合わせまして152万4,375枚交付してございまして、手数料収入は6,510万8,720円となっております。それから、今年度に入っておりますが、4月、5月の合計で申し上げますと、4月、5月の合計で燃やすごみにつきましては、処理券を含めまして128万2,421枚、燃やさないごみは処理券を含めまして56万2,046枚、合計で184万4,467枚売れてございまして、その4月、5月の合計の交付収入は6,364万6,670円となっております。先ほど申しました3月分につきましても、処理券含みの数字でございます。

吹田委員

ごみについては、分別してきちんとされていると思うのですがけれども、今の状況につきまして、ごみの排出の状況についてはいかがなのでしょう。

(環境) 五十嵐副参事

4月から有料化ということで燃やすごみ、燃やさないごみが指定袋になりました。当初は透明袋ということもあったのですが、現在はほぼよくなってきて、それぞれの指定袋に入れて出されているという状況でございます。

吹田委員

自分たちの近くのところを見ますと、まだまだ何かごみの出し方に若干の問題もあるのかと、こう思っている部分もあるのですが、環境美化の各地区の方々の活動もされていると思うのですが、これにつきまして市の予定されたものと実際に活動しているものについて、その辺で問題はないのでしょうか。

(環境) 五十嵐副参事

地域環境美化協力員、だいたいちょっと正確な数字ではないけれども、九百三、四十人、110団体からご推薦されて活動しています。それで、それぞれ地域差もございます。例えば当初集中的に地域環境美化協力員が巡回してやったところ、そういうところはもうこのごろは不適正排出もあまりないので、あまり出る回数も少なくなっていますというようなところもございます。それから、例えば通勤途中で通るようなごみステーションがあるところ、そういうところでありまして、その地域の人はきちんとやっているけれども、ぼんと入れられていくとか、そういうような部分がありまして、廃棄物事業所の指導員もそういう地域環境美化協力員のご意見というか、いろいろなそういうご報告なんかがありまして、朝の集中監視とか、周辺に不適正排出を是正してもらうようにピラマキとか、いろいろな形で連携をとり合ってやらせていただいております。

吹田委員

市の有価物の回収の関係と、今、町会等で行っている集団資源回収との関係のことなのですが、最終的には集団資源回収ではなく、市の有価物回収に一本に絞っていくのか、それともこの集団回収というのは、今後もずっと今の形態を続けていくのかということで聞きたいと思っているのですが、いかがでしょうか。

(環境) 廃棄物対策課長

集団資源回収の関係でございますけれども、市といたしましては、町会、自治会が自主的にリサイクルを行うということでは大変ありがたい事業というふうに感じております。そういう中で、支援についても引き続き支援していく、助成等を行っていくという考えでありますので、一本化するという考えは現在のところは持ち合わせておりません。それで、行政で回収しているということで、バッティングしています。市といたしましては、やはりごみ

の中にまだ紙類も相当入っておりますし、そういう中では行政回収も必要ではないかというふうに判断して、市でも資源物として収集しているところがございます。

吹田委員

これにつきましては、まだ始めたばかりでございますから、まだまだこれからしっかりとごみの関係につきましては進めていただきたいと思います。

新病院における安心に関する情報について

続きまして、病院に対して伺いたいことがございまして、新市立病院の診療科目に関連して両病院の総合的診療機能と包括的な診療機能の融合を目指して、現在の診療科目の医師とそれから形成外科又はリハビリテーション科の新設、そして歯科口腔外科の検討などをワーキンググループで検討していらっしゃるということなのですが、日進月歩進歩して医学において医療現場でさまざまな取組をしていると思います。従来の診療科にこだわらず、市民が利用しやすく、安心、信頼できる病院が求められていると思います。

そこで、安心に関する情報について、さらにインフォームド・コンセントが求められておりますけれども、インターネット、これには例えばホームページ上での病気や療法の情報発信、また広報誌、市民講座、それから患者独自の自分で病院を知ろうということで図書館などがさらに必要な部分になっていると思います。新病院における取組につきまして、こういうものについてどのように検討されておりますか、聞かせてください。

(総務)吉川参事

患者が安心して治療を受けられるようにいろいろ今ご提言にインターネットと、幾つかありましたけれども、率直に申しまして、まだそこまで細部の検討をしているところではございません。ただ、基本構想におきまして、基本理念の中で医療を行う者と患者のパートナーシップとか、それからインフォームド・コンセントの徹底、これをうたっております。これはどういうことかといいますと、医療の流れとしまして、今まではドクターが患者を診察・治療する。そういう流れから今はドクターを含めた医療スタッフが、患者とともに治療を行うというような形態に変わってきておりますので、当然新病院においてもそういう方向性を目指していきたい。その中で、今、委員からご指摘がありました広報誌とか、図書館があります、これらの情報に関するものだと思います。当然一緒に治療していくということですから、患者が必要な情報を必要な場所で手に入れていくということが必要だと思いますので、今ご指摘のあった何点かについては、今後いろいろ先進的な取組をしている病院もありますので、そういうところも参考にしながら検討をしていきたいと、そういうふうに思っております。

吹田委員

これに関連して、道内では患者の栄養管理チームが導入されて、たいへん効果が上がっているということも聞いております。

そこで、聞きたいのですけれども、栄養サポートチーム、NSTというらしいのですけれども、そういうものについて、またサポートチームについて、導入の件数と代表的な病院の取組、その効果、改善例について聞きたいと思えます。

(樽病)医事課長

ただいまのNST、栄養サポートチームのご質問でございますけれども、栄養管理というのはすべての疾患治療の上で最も基盤とされていると言われております。例えば要するに手術をしても、栄養上から感染症やじょくそう、いわゆる床ずれ等を起こすおそれがあるというふうにも言われております。このような栄養管理をおろそかにすると、いかなる治療も効果がないということで、この栄養管理を症例個々に各疾患治療に応じて適切に実施することを、栄養士、栄養サポート、栄養支援、そしてこの栄養サポートを職種の域を越えてというか、医師、看護師、また栄養士、検査技師、放射線科、薬局、コメディカルの部分をすべてがチームとして個々の症例に取り組んでいくことを栄養サポートチームと言われております。これがNSTでございます。

それで、昨年、日本静脈経腸栄養学会の初のNST稼働施設の認定が行われております。それによりますと、全国で272施設が認定されておりまして、道内では9施設が認定されております。特に道内ではその中で代表的な病院の取組といたしましては、函館五稜郭病院、栗山赤十字病院が有名でございます。その中で取組と申しますか、効果等は静脈から栄養を補給する中心静脈栄養というのがございますけれども、これで敗血症等が起こる可能性が非常に多い。その発生が減少した。また、高齢者の先ほど言いましたじょくそう、床ずれの発生率も減少した。また、院内感染症も減少した。それとまた、こういう栄養管理をやることによって、病院食を摂食する人数が増えたということが効果として出てきております。さらに、効果が出てきたために、患者の回復も早くなりまして、平均在院日数も減少したという効果が出ております。

吹田委員

今話を聞いていまして、そういう大変効果があるということでございますけれども、このことにつきまして本市としては新病院も含めまして、このようなことについての取組にかかわって何か検討されていることがあるのかということについて尋ねます。

(樽病) 医事課長

本病院におきましても、当然前段申しましたように、今、各道内、全国的にこのような栄養サポートチームの取組が一層盛んになっておりまして、当病院におきましても、今月上旬に札幌の方で講演会、研修会がございまして、医師2人を含めて、看護師、薬剤師、また私どもの管理栄養士等が出席しまして、1月になって、現在はまだこの部分については勉強中でございますけれども、いつという時期は別といたしまして、クリティカルパスの導入を始めましたので、これと並行しながら、この栄養サポートチームをいかに立ち上げて効率よく運営していくかということが課題でございますけれども、今、医師を中心にしながら取り組んでいこうというところでございます。

吹田委員

現在、新病院の検討の最終段階に入っていると私は考えているのですけれども、いろいろ診療科も含めまして、また内容につきましても、もっともっと検討していい病院を早急に建てていただきたいと、こう考えていますので、よろしく願います。

成田委員

町会の法人化について

市の方に町会で法人化されている町会というのがあると思うのですけれども、小樽市全市の中で町会として運営している町会というのは幾つぐらいあって、法人化を受けている町会がそのうち何町会あって、その率は何パーセントなのか、教えていただきたいのですが。

(市民) 総合サービスセンター 所長

小樽市内には現在157の町会がございまして。うち、法人化という形になっておりますのが38町会ということで、そのパーセンテージは24.2パーセントとなっております。

成田委員

その法人化される条件というのは、どのような条件があるのでしょうか。

(市民) 総合サービスセンター 所長

法人化の条件ということでございますけれども、これは地方自治法による要件ということになっておりまして、まず町会・自治会が一般的な町会活動を行っているということでございます。それから、二つ目といたしまして、町会の区域、これが客観的に明らかになっていること。それから、3番目にその区域に住所を有するすべての個人、これは町会構成員になることができるのですけれども、その相当数がその町会の構成員になっているということ。最後に、町会としての規約を定めているということ、こういったことが条件になると思います。

成田委員

この町会の法人化された中に、町会の運営に当たって総会の義務づけとか、そういう運営されている部分の報告事項とか、義務化されている部分というのはあるのでしょうか。

(市民)総合サービスセンター所長

これは規約ということの中で、規定をされているかと思えますけれども、規約の中では、代表者に関することや会議の関係などは規定されています。したがって、法人化をする場合にはきちんと総会をして、その中で法人化したときに総会の会議録というものを出していただくということも基本になっております。

成田委員

法人化を受けるときの条件を満たしていれば、あと継続された義務化というのは抹消されるのですか。それとも毎年その報告事項というのは必要になってくるのでしょうか。

(市民)総合サービスセンター所長

法人化の申請のときには、規定の書類等を出していただきますけれども、ただ法人化した場合に、告示ということになってまいります。その後、町会の中で町会長、代表者がかわったとか、それから規約の一部が改正したとか、そういうことがあれば、市に届出をしていただいて、市は改めてまた告示をするということになっていきますので、この辺が町会に対する義務づけということになります。

成田委員

それでは、町会独自の運営については、報告する義務はないということですか。

(市民)総合サービスセンター所長

特に法人化されたからと申しまして、市が町会に対して管理・監督権を持つということではございませんので、あくまでも町会の活動というものは自由ということになってございます。

成田委員

そこで、また聞くのですけれども、この法人化を受けまして、小樽市として法人化されたところに町内会館を建てるときに助成金を出しますね。それは何年ぐらいからスタートして、現在どのぐらいの金額、総額でけっこうですけれども。

(市民)総合サービスセンター所長

町内会館等建設助成規則というのがございます。それに基づいた町内会館の建設等の助成でございますけれども、昭和59年度から始まりまして、平成16年度、昨年度まで町内会館、新築が32件、増改築等が51件で助成額の総額は3億8,973万円ということになってございます。

成田委員

総額で3億円以上の助成をしているということなのですね。これからの市民の考え方というか、小樽市の考え方の中に、町会と小樽市とのかわりというのは、それぞれの課とかというふうにけっこうかわりを持っている部分があると思うのです。保健所であれば保健委員とか、今回、環境部でできた緑化推進員、環境推進員、そういうような形で町会とのかわりを持っている、市とのかわりを持っている町会というのがけっこうあると思うのです。その中で、考えていただきたいと思っているのは、157の町会に対して1年間で助成をして、環境整備、例えば所管が違うから部で話しているかどうかわかりませんが、側溝の整備とか、道路の補修とか、除雪対策とか、ある一定の金額を助成することによって、その町会で全部賄っています。そういうようなやり方をすることによって、小樽市のひっ迫した財政が少しは緩和できるかと、そういうふうに私自身は感じるわけですが、全庁挙げてそういう検討会議か、こういう案があったということをお話す機会をつくっていただければと思っていますけれども、どなたかそういう考え方に同意できるという人がいましたら。

市民部長

確かに現在私どもがこういった形で町会の補助をしているとか、街路灯であるとか、あるいは公園の愛護会とか、いろいろな形で町内会の皆さん方には協力をいただいていますけれども、そこに置かれている環境であるとか、住んでいらっしゃる方、それぞれ市道がどの程度あるのか、非常にたくさんの要素が絡み合っている部分もございまして、どういうふうな形でそれらのものを算定していくのか。予算ということになりますと、なかなか難しい部分があると思いますけれども、どういう形で補助あるいはまた市との関係の中で一元化できていくのかということとは、また庁内でもそういう機会がありましたら、話はして研究はしてみたいと思いますけれども、今のような、確かに予算が限られた中で効率的に執行していくということは、官的には非常によろしいのかなというふうに思いますけれども、実際それらのものを配分するとなったときに、非常に問題が山積しているのではないかとというふうに思いますので、その辺についてどのような方法でできるのか、とりあえず私ども、町会との関係などでいろいろございまして、ひとつ内部で検討をしてみたいというふうに思います。そのような状況でございます。

成田委員

まとめますけれども、例えばこのように町内会館を建てる時には小樽市から助成していただきますよね。助成を受けている町会というのは、24パーセントしかないのです。だから、この助成を受けている町会はただそれだけのことで潤えると思うのだけれども、市から助成を受けていない町会の人たちは、まだ小樽市から恩恵を受けていないというか、そういうような気持ちでいると思うのです。ただ、運営する自分たちの住んでいるまちを自分たちでやるという意識を持たせるためには、町民みずから汗をかいてそういうふうにするのが姿になってくると思うので、これを一括して小樽市が「こういうことに使ってください。こういうものにいかがですか。」ということで、一括した金額を町会にやることによって、それが反映していくものではないかと。緑化運動についても、それはできることであって、また優先順位というのは町会単位で決めればよいことですから、そういう形のものでできれば、なおいいかとそういうふうに思うものですから、ぜひ全庁挙げて協議していただければと思うのですが、よろしくお祈いします。

委員長

自民党の質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3 時 01 分

再開 午後 3 時 20 分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

公明党。

高橋委員

先に、報告事項にかかわって若干聞きたいと思います。

温暖化対策に関して紙の購入量について

先ほど温暖化対策の推進状況ということで報告をいただきました。これを確認しますと、もうほとんど目標を達成して相当上の数字、目標以上の数値に行っているということがよくわかります。気になったのは、この紙の購入量なのですが、目標が達成できなかったということでしたけれども、この内容について説明してください。

(環境)環境課長

紙の購入量が平成11年比でマイナス2.6パーセントです。16年度の目標が4パーセントということで、それは達成

しておりませんが、2.6パーセント削減ということになっています。この中身は各部署でいろいろ紙は使いますけれども、一概にこれがどうだという結論は出せませんが、中の枚数を分析しますと、環境部が11年度から比べて相当量増えていると。これを見ても、去年16年度有料化ということで市民周知に相当量を使いましたので、その点で紙の使用量が相当数増えたというようなことに原因があるのかというふうに、うちの方では判断しております。

高橋委員

それで、この実行計画ですけれども、平成17年度までということで今年度で終了と、こういうことになっております。これ以降については何か動きがありますか。

(環境)環境課長

今年の5月16日、京都議定書が発効されて、実行計画というか、京都議定書の国の計画が出ました。その中で、法律で引き続きこういう実行計画をするということになると思いますので、今年度から以前の活動というか、当然調査しておりますので、平成18年度に向けて新たな実行計画を今度策定していきたいというふうには考えております。

高橋委員

わかりました。

ハイヤー券とガソリン券の選択制について

もう一点、陳情にかかわってですけれども、陳情第63号福祉ハイヤー券とガソリン券の選択制ということで陳情がありました。一般質問か代表質問でもたしかあったかと思うのですが、この考え方について福祉部に伺います。

(福祉)地域福祉課長

陳情をいただいたのは、札幌市とか釧路市で実施しております障害者に対する援助という形で、タクシーの利用券を交付しておりますけれども、それをタクシー券にかかわってガソリンチケットも選択制で導入してもらいたいという陳情がなされています。障害の種別とか地域によって交付枚数は若干違いますけれども、ただガソリン券になりますと、利用者の確認は給油する時点ではできるだろうという考えもあるのですが、なかなかあなたが使われたかという部分になりますと、確認が難しい。それから、先行市の例ですけれども、ガソリンスタンドの組合なので、そういうところの協力を得て、事務的に集約して請求行為をという中で、小樽も昨年ですが、組合の方にちょっと確認しましたら、その中ではなかなか事務体制の中で協力はちょっと得られないというような回答を得ましたので、今の段階では実施困難と考えています。

高橋委員

わかりました。

介護保険について

それでは、介護保険について何点が伺います。

先週の22日に法律の改正案が成立をいたしました。この改正の大きなポイントについて知らせてください。

(福祉)介護保険課長

今回の制度改革の大きな部分ということでございますけれども、一つには予防重視型システムへの転換ということ、それから施設給付の見直し、先ほどもちょっとご質問がありましたけれども、ホテルコストの部分、それから地域密着型とかそういう新たなサービス体系の確立、5年の間に数多くの不正事件がございますので、そのあたりのサービスの質の確保あるいはケアマネジメント、今、独立性が担保してございませんけれども、この独立性の部分を担保すること、それから保険料の見直し、このあたりのところ、制度面の見直し、このようなことがあると思います。

高橋委員

それで、今回は予防重視の改正の内容というふうに伺っております。それで、新予防給付についてどういうふうに変ったのか、どういう内容なのか説明してください。

(福祉)介護保険課長

新予防給付ということは、旧と違いますか、今の予防給付があるわけですが、今、いわゆる要介護 1 から 5 の方々に介護給付がされているわけでごさいます、今、要支援の方々に対して現行の法律は予防給付がされていることとなります。ただ、それがあまり介護給付と予防給付の切れ目というものがなくて、要支援の方の場合は施設に入所できないとか、あるいはグループホームにいてサービスが利用できないとかということもありますけれども、例えば訪問介護とかデイサービスの部分においては、利用限度額はあるけれどもほぼ同等のサービスが今のところ受けられる。この介護給付、予防給付という 2 本のかぎを民間事業者に国は渡していたわけです。民間事業者にかぎを渡せば、当然そのかぎをあけて、どこまでが適正かというのはありますけれども、それ以上の部分の給付を掘り起こしあるいは囲い込みをしていくのはごく当然の話で、それがちょっと目に余る状況になってきて、給付が抑制できなくなってきた。それを少なくとも予防給付のこのかぎを返してくださいというのが今回の改正だと思うのです。

そのケアマネジメント、今まですべて居宅の事務所、介護の事務所でやっていたわけですが、要するにケアマネジャーというのはその事業所でヘルパー事業所を併設していたり、あるいは何かの施設サービスを行っている、そのケアマネジャーがケアマネジメントをするわけですから、自分のところのサービスを使うようにケアマネジメントするのはごく当たり前の話で、それを何らかの形で切り離す必要がある。一つには介護報酬を上げていってケアマネジャーを独立させればいい。この方向に少し今進みつつあります。

ただ、どうしても公正中立をとということであれば、これは公的機関、今回の場合は市町村なわけですが、そこにケアマネジメントを渡さなければ、いわゆる公正中立というのは担保できないだろうと。こういうことで今設置を予定されているのが、地域包括支援センター、市町村又は市町村設置が原則ですが、現在の在宅介護支援センター設置法人、だいたい社会福祉法人ですが、そういうところに委託をすることが可能であると。この部分でなければ、新予防給付、要するに要支援 1、2 という方々に対するケアマネジメントはできないということに今回改正されているわけです。

ただ、その新しいサービスあるいはその部分の包括支援センターの設置の準備とか、今、法律が通った段階で、来年の 4 月からすぐやれとってできる市町村ばかりではありませんから、2 年間の猶予期間があります。2 年間の猶予期間があるということは、遅いところであれば 2 年間、新予防給付は給付されないかもしれません。現在のままの給付でも 2 年間は猶予されているということです。あくまでも包括支援センターでなければ、新予防給付のマネジメントはできない。

一方でもう一つ言われていますのは、地域支援事業といたしまして、現在、保健所でやっている基本健診のようなもの、65 歳以上の部分ですが、そういう老人保健事業のこれまで補助金でやってきた部分、それから介護予防事業あるいは支え合い事業というのでしょうか、これも補助金でやってきた部分、そして在宅介護支援センター事業、これも老人福祉法の関連で補助でやってきた部分ですが、これをすべて保険給付の中に入れてしまう。これもそして包括支援センターで、いわゆる要支援になる前の方々の介護予防あるいは相談事業あるいは権利擁護の事業、そういうようなことをそこでまとめてやる。包括支援センターという名前が示しているように、何でもかんでもそこに入れてしまおうという、今、形になっているのですが、それがどこまでどういうふう機能するかというのは、全く現時点ではわからない部分が多いのですけれども、国で想定しているのは、現在の在宅介護支援センター、特に基幹型の在宅介護支援センターを持っているところであれば、そこにそれなりの資格者、例えば社会福祉士、保健師、介護支援専門医がいるところが多いわけですから、その 3 職種を置いて、経過措置がありますけ

れども、その中で今のような介護予防マネジメントを進めていくと、こういう法改正の内容というふうに判断しています。

高橋委員

それで、予防重視ということで、予防という観点からいけば要介護 1、2、要支援も含めてということでしたけれども、この法改正によると対象外と判断された人も含めると、要するにグレーゾーンの人も予防の対象にするという、そういう内容もあったのかというふうに思いますけれども、この点を説明してください。

(福祉)介護保険課長

グレーゾーンといいますか、要するに要支援になる前の形としては自立、要介護認定がまだ受けられないというか、例えば介護認定申請を受けても、要支援とか要介護 1 という介護度がつかない方、その方々あるいはいわゆる元気老人といいますか、今も全く自立されておられて、ただ加齢によっていろいろな生活習慣病もありますけれども、そのほかの筋力などが落ちてきて、要介護状態になる、要支援状態になる可能性のある方々、その部分を今地域支援事業という名前で、その中の介護予防サービス、例えば転倒骨折予防教室ですとか、けっこう今嫌われていますけれども、筋力トレーニングとか、口腔ケアとか、そういうふうな事業をやる。これは実際に、今、老人保健事業の中で保健所などでも少し機能訓練とかそんな形でやっているのですけれども、なかなか今まではそういう事業がいろいろなところ分散していて、要支援状態に陥る前の方々のそういうケアの部分が一本化されていなかった。それを包括支援センターが実施主体とは限りませんが、委託する部分あるいは行政の中でこの部分は保健所なのだけれども、この部分は福祉なのだけれどもという形になろうかと思えますけれども、そういう形で一つの窓口の一本化といいますか、そしてその先に要支援の認定が出た場合に、その場合の軽度のマネジメントも継続して包括支援センターでやっていく。そんなことだと思っています。

高橋委員

それで、今まで対象になっていなかった方の対象者の判定といいますか、審査といいますか、新しい基準になるかと思えますけれども、これはまだ出ていないのでしょうか。

(福祉)介護保険課長

今のお話は、要介護認定のスクリーニング、介護予防のスクリーニング部分をどういうふうにするかということだと思うのですが、今の要介護認定で状態区分を今審査をしているわけですが、今の状態を維持できるか、あるいは改善する可能性があるかないか、そういう部分で要支援の 1、2 に今度なるのでしょうか、その部分に行くのか、そしてその要支援、要介護にいかない、いわゆる非該当の方々に対して介護予防のスクリーニングをしていく。そして、地域支援事業の方を例えば紹介するとか、今までですと介護の給付、介護のサービスを認定された方々だけがそれを受けられたわけですが、その前の段階の方々、非該当になった方々に今の状態はまだ自立されているけれども、それから先に進まないようにこういうトレーニングなり、サービスを受けませんかということが可能になるということです。

高橋委員

要するに予防を受けたいという方がいたとして、いいでしょう、給付しますよと、その判断はどういうところで、手を挙げたら皆さんオーケーということではないですね。

(福祉)介護保険課長

介護予防のサービスは、今、話を申し上げたように 2 種類ありまして、要するに要支援になられた方々は、これは完全に新予防給付、介護保険の 1 割負担をして受けていただくサービスと考えていますね。その前段の地域支援事業としての介護予防サービス、先ほどちょっと例に出しました転倒予防とか栄養指導とか、そういうものというのは、これは現存している制度の中で費用負担をいただいている部分もありますし、あるいはいただいている部分もあります。基本健診でしたら、今はさわやか運河健診が 1,200 円のご負担をいただいていますし、栄養指導など

の場合は食材費だけで、あとはお金をいただいていない部分があるわけです。そのあたりを市町村の中で包括支援センターのマネジメントの中でそれは決めていくことが可能だということです。

高橋委員

筋力トレーニングについては、国会でも議論になったみたいですが、効果があるということで内容的にはメニューとして上がってきているかと思うのですけれども、この辺の情報はありますか。

(福祉)介護保険課長

これは非常に難しいところで、医者でもない私どもがべらべらしゃべるとどこから怒られそうですけれども、筋力トレーニングをしてどれだけの効果があったという証拠というか、エビデンスとかと言っていますけれども、ほとんどないのだからと思うのです。ただ、それを今モデル事業を今ごろというと語弊がありますけれども、まだやっている状況の中で、筋力トレーニングをした方とそうでない方に状態の維持あるいは改善が見られるか見られないか、それを今回の国会論議の中でも効果があったらやると、メニューに載せるという言い方をしているのです。ですから、効果がなければ筋力トレーニングはひよっとしたら載ってこないかもしれない。筋力トレーニングをやることによって、逆に健康を害する可能性もありますよね。実際にモデル事業の中で状態は改善されるどころか、逆に悪くなったという方もいらっしゃるわけですから、そのあたりをどういうふうに判断して、どういうメニューを出すか、6月中旬に私も厚生労働省に行ってその辺のお話を伺ってきたのですけれども、いずれにしてもモデル事業の結果が出なければ、当然根拠がなく事業を始めるわけにはいきませんので、その部分の判断、それと今の地域支援事業の部分については、いわゆる財務省に対して予算要求をしていかなければ決められない中身がございますので、その部分でまだメニューが出せない。ですから、今筋トレ、栄養指導、口腔ケア、フットケアというふうに言われていますけれども、そのメニューがすべてがのってくるかどうかはわからない。何もわからないまま、今、走っているという状況です。

高橋委員

わかりました。

それで、先ほどありました地域包括支援センターの方ですけれども、イメージがまだいまひとつわからないのですが、市内でどのぐらいの単位で何か所ぐらい設けようというふうに考えていますか。

(福祉)介護保険課長

国の方で言っているのは、人口2万人に1か所とかという言い方もしているのですけれども、東京の2万人と北海道の2万人と全然話が違いますので、極端な話、小樽に1か所でもいいのだからと思うのです。後はそのプランチの中でそれができるか、あるいは今の軽度者のケアマネジメントについても全く委託ができないかという、この部分は委託してもいいことになっています。条件付で恐らく在宅介護支援センターを運営している法人には委託できるとかというような、普通の居宅サービスを併設している事業所はだめだけれどもというような仕切りになるのだからと思うのですけれども、ケアマネジメントはいずれにしても最終的にその保健師なり、その主任ケアマネジャーとかという資格を今度つくるのだそうですけれども、その人たちが委託したケアマネジャーがつくってきたケアプランをチェックする。寝たふりしてたくさん受けているのではないのというようなチェックをする。そういうようなイメージだと思います。

高橋委員

そうすると、まだ何か所という具体的な内容は決めていないのですね。

(福祉)介護保険課長

これは今の第3期の介護保険事業計画の中で盛り込んで、実施時期も含めて、実施時期については条例で規定しなければならないことになっていきますけれども、まず私どもがこれからやろうとしていることは、7月に入りまして、新しい予防給付をどれぐらいの方々が求めて、ニーズがどれぐらいあるか、このニーズ調査をだいたい今の要

介護 1、それから要支援の方々に対して、だいたい 1 割ぐらいの方々に調査をする予定をしております。その中で、例えば筋トレが嫌だといえば筋トレをやめればいい話ですし、基本健診もやっぱり受けたいといえば、基本健診を入れればいだけだと思いますので、そういうニーズ調査を行った上で、トータルの包括支援センターの数なり、それからこれを設置する時期、それからその規模、配置する人員、それはその中で決めていくべきだと思います。

高橋委員

それでこの支援事業として総合相談というのがあるという話を聞きました。我が党の秋山議員が代表質問の中で質問していますが、答弁によりますと整理再編されていくという話がありましたけれども、今、この資料でいくと、在宅介護支援センター、それからセンター、相談協力薬局というのがあります。これとの兼ね合いとありますが、この整理統合というのはどういうふうになっているのですか。

(福祉) 高齢・福祉医療課長

今、在宅介護支援センターというのが市内に 6 か所ありまして、基本的には一応体制としては 24 時間電話で相談を受けまして、主に介護している家族とか、当然本人もそうでしょうけれども、そういった方から介護に関するさまざまな相談をいただきまして、その中でアドバイスあるいは当然その中には要介護にならない、至らない人もいらっしゃると思いますので、そういった方たちについては介護保険外のサービスもございますので、そういったものをいろいろアドバイス、助言しながら、各そういうサービスのところにつないでいくという、そういう役目をだいたいセンターがやっております。あと協力薬局につきましては、一応そういった福祉の関係の情報を、例えば間近な薬局、そういう看板が掲げているところの薬局の方に相談に行き、そこから例えば在宅介護支援センターにつなぐとか、あるいはそこから当然私どもの福祉部あるいは介護保険課の方につなぐというような形で協力をいただいているという実態でございます。

高橋委員

実態はわかったのですが、私の聞きたいのは、地域包括支援センターができた場合との関係性といいますか、要するにこれは恐らく今の話ですと、存続してそれで協力体制を得るのかなというイメージだったのですが、これはどうですか。

(福祉) 介護保険課長

在宅介護支援センターの継続というのは、財源的に非常に難しいところがございます。今の補助事業ではなくなって、改正になった中での地域支援事業、これは介護保険給付の 3 パーセント以内、ですから、小樽の給付の規模でいきますと 100 億円ちょっと超えたくらいですから、最大限でも 3 億円の中で今の包括支援センターなり、地域支援事業すべてをやっていくことになりますから、その中で委託する場合でのその委託料あるいは直営する場合での人件費をカウントした上でやっていくことになります。在宅介護支援センターの現在の機能というのは、今、地域型が 6 か所あるわけですが、それをどういうふうに継続していくか、これは現在運営をしているそれぞれの法人のこともございますので、あるいは例えばケアマネジャーの連絡協議会とかそういう関連団体との協議が必要になってくると思うのですが、この調整に入ってまいりたいと思います。

高橋委員

わかりました。これからということですね。

もう一点、事業所の調査権限を強化するという、こういう一項があったかと思うのですが、この点についてはどうですか。

(福祉) 介護保険課長

特に保険者の権限がこれまで非常に弱くて、いわゆる指定権限も、当然のことながら取消しの権限もなかったわけですが、今後の中ではまず地域密着型のサービス、例えばグループホームとか、地域密着の部分でのサービスについて指定権限が市町村におりてくる、あるいはそれについての実地指導。実地指導については、一部もう

モデル事業として昨年からグループホームなどにつきましては、私どももやらせていただいておりますけれども、今回うちの担当主幹も配置されましたので、その辺を強化して、あるいは制度の中で現状の中でそういう指導機能が強化された部分について担保していきたいと思っています。

高橋委員

いずれにしても、福祉が利益追求のための食べ物にならないように、ぜひこの辺はいろいろのところはあるかと思えますけれども、よろしくお願ひしたいと思えます。

それでは、環境部に聞きます。

一般廃棄物処理基本計画について

先ほど一般廃棄物処理基本計画の説明を受けました。まず、この基本計画の作成に当たって、かかった費用、これを教えてください。

(環境) 廃棄物対策課長

一般廃棄物処理基本計画にかかりましての費用についてでございますけれども、ちょっと端数がございませうけれども、100万円程度でございます。

高橋委員

部数は何部ぐらいつくられたのですか。

(環境) 廃棄物対策課長

コンサル会社からの納品といたしましては、5部要求させていただきました。そのほかには、C A Dと申します、フロッピーディスクの中に入れていただきまして納めていただいております。

高橋委員

そうすると、そのC D - R O Mか何かだと思うのですけれども、それから出して、これはそうしたら自前でつくったということですか。

(環境) 廃棄物対策課長

今回の、配りました一般廃棄物処理基本計画につきましては、そのフロッピー、そこから打ち出したものを自前で作成したものでございます。

高橋委員

中身に入りたいと思えます。17ページですけれども、先ほど説明がありました資源物の収集量ということで予測が載っております。平成16年度から始まっておりますけれども、私の一般質問への答弁によりまして、資源物が昨年度比で9.6倍になった、そういうことになっておりました。まず、9.6倍になった中身を説明してください。

(環境) 廃棄物対策課長

資源物の9.6倍の内容についてでございますが、大きく分けまして三つのグループという中の説明でさせていただきます。缶等のグループということでは、平成16年度は98トンでございました。これがこの有料化によりまして4月、5月分の統計ですけれども、228トンという、約2.3倍の収集量となっております。また、紙類につきましては、平成16年度紙パックだけでございました。それが6トンございまして、それが平成17年度、この有料化では695トン、この中身は段ボールとか紙製容器包装、雑誌、新聞などが含まれております。最後にプラ類、昨年度、平成16年度はペットボトルのみでございました。26トン収集してございまして、このたびの有料化ではプラスチック製容器包装もあわせて収集してございまして、合計で326トンという状況です。合計では昨年度の4月、5月、合わせて130トンであったものが、この有料化後の4月、5月では1,249トンという、そういう中では9.6倍という収集量の実績でございました。

高橋委員

缶等はそうでもないのですけれども、紙とプラ類が非常に大きいということですね。それで、先ほどの17ページ

ですけれども、単純的に数字でいきますと、平成16年度から17年度、この数字、割り算しますと、約6倍になっています。21年度以降については、16年度に対して9.5倍ということになっていまして、単純に考えるともう既にこの2か月の状況で目標値に達しているということによろしいですか。

(環境) 廃棄物対策課長

委員がおっしゃいますように、単純に考えますと、おおむね10倍という基本計画は定めておりまして、その中では目標は達成しているかのように見受けられます。しかし、このごみというものはごみの量、分別の関係、ちょっと気を許しますとごみが増えたり、今まで資源物で出したものがごみとして出したりとかということで、そういうリバウンド状況、呼び戻し状況もございますので、そういう中では市としては平成21年度までにおおむね19パーセント減量させたいという目標の中で今後進んでまいりたいというふうに思っております。

高橋委員

スタートして2か月ですから、ちょっとわからないと思いますけれども、今の現状でそのまま今年は推移していくというふうに思いますか。

(環境) 廃棄物対策課長

この4月、5月の現状でこのまま推移していくかというご質問でございますけれども、実際のごみの量で説明させていただきますと、4月の中でも2週間、最初の2週間はうんと減りました。しかしまた、その後の3週目4週目は増えたりというような、かなりこのごみの量、資源物の量という状況の推移は、現状の中でこの1年間進むということは判断するには難しい状況でございます。それで、もう少しごみの量、資源物の量、安定した量になる時期を見計らってきちんとした方向性、目標計画に進んでいるのかどうかを検証していきたいと思っております。

高橋委員

今年1年見ればだいたい推移できるというふうに思うのです。それで、先ほども質問に出ていましたけれども、集団回収、団体の回収ですね。これに影響が多少あったように伺いましたけれども、具体的にはどのくらい影響があったのかというのはつかんでいますか。

(環境) 廃棄物対策課長

集団資源回収の影響の関係でございますけれども、4月、5月集団資源回収の昨年の実績と比較してみました。ところが、やはり市民の方、町会の方、かなり自主的に進んで集団資源回収をいただいているという状況の中で、2.8パーセントという集団資源回収の増量が見られているところでございます。

高橋委員

あまり影響がなかったということですね。

(環境) 廃棄物対策課長

影響の関係でございますけれども、市としましてはこれまでの説明会等で集団資源回収についてはどんどん進めてくださいと、自主的にリサイクルするということでは、本当に市として歓迎している、どんどん進めてくださいと説明してまいりました。集団資源回収については、参加していない町会もございます。また、参加していても回数が少ないという状況もありますので、そういう中で市としてやむを得ず収集をするという状況もございました。ですから、今後、各町会等においては、積極的に集団資源回収を進めていただきたいというふうには考えておりません。

高橋委員

次に、21ページですけれども、ここに減量化・資源化の表というのがあります。生活系のごみについては、有料化によってどんと減ったわけですから、これから目標達成できるだろうというのは想定できます。それで、事業系のごみですけれども、平成21年度までに約10パーセント減量するというふうに書いております。後ろの方に資料編がありまして、Sの1というのを見ますと、真ん中に事業系のごみの排出量が載っております。平成13年度にどん

と落ちているのです。平成13年度、14年度、15年度とだいたい2万トンの推移、横ばいということになっております。16年度は出ていませんけれども、恐らく同じ状況かと思えますけれども、こういう状況の中で10パーセントの減量の目標というのは、具体的にはどういう施策を持ってこの10パーセントに向かうというふうに考えたのか確認をしておきます。

(環境) 廃棄物対策課長

事業系ごみについてでございますが、10パーセント削減するという根拠でございますけれども、基本計画の18ページに明記しておりますけれども、分別の徹底や資源化の推進に努めることによって、そういう減量目標を立てたところでございます。実は、広域連合で行われましたごみ分析、事業系のごみも分析しております。その事業系のごみの性状の中に紙類なども相当数入っている状況もありました。今後は排出事業者等の指導を強化し、また処分場でも展開して、そういうことを行いながら、排出事業者に指導を行う中で、その目標に向かって努力していきたいというふうに思っております。

高橋委員

事業者に対して許可するということでしたけれども、今までそれはやられてきていると思うのです。ですから、強力にするか、若しくは罰則規定があるか、若しくはペナルティを科して料金を取るとか、そういう具体的に何かなければ、ただやったださいといっても、事業所の方では同じ推移かなというふうに私は思っているのですけれども、これはいかがですか。

(環境) 廃棄物対策課長

ただいま委員からご提案がありました罰則、ペナルティの関係については、特に定めていない状況であります。しかし、事業者には市に対して協力する義務がございますので、そういう中では辛抱強く一つ一つの排出事業所、大きいところ、小さいところいろいろありますけれども、小まめに指導をしていながら、分別の徹底、そして資源化できるものは資源化するという形で指導してまいりたいというふうに思っております。

高橋委員

もうちょっと具体的な内容が欲しいと思うのですけれども、ぜひ検討していただきたいと思います。

それから、29ページ、焼却施設の焼却灰を今建設している焼却場では灰溶融炉でもってスラグに変えるということでした。建設資材としての活用について検討しますというふうに書いてありますけれども、この辺の動きはどうですか。

(環境) 五十嵐副参事

検討しているといえますのは、いわゆるスラグが溶出試験とか、今、国の方でいろいろJIS化に向けてやっておりますので、その推移を見ながら、結局建設資材として使う場合に、これは大丈夫だというお墨つきとか、そういう動きを今国の方でもやっておりますので、そういうものを見ながら検討していると聞いております。それで、特に具体的にいいいますと、道路路盤材のものに使われたとか、そういうケースは、今、特に例としては出ていますので、そういう方向になるのではないかというような形では聞いております。

高橋委員

まだはっきりしていないということですね。わかりました。

30ページですけれども、焼却施設での焼却量、要するに燃やすごみの量がここに載っております。生活系が2万3,253トンであると。それから、事業系のごみが1万8,500トンということになっております。平成8年度の基本計画を確認しましたら、家庭系が3万857トン、それから事業系が2万8,531トンということで、相当量減っております。当然、前提条件が違いますので、数量はけっこう変わるのかなと思うのですけれども、この平成8年度と比較して、どういう内容のものが変わってこういうふうに数字が落ちたのか、それを説明してください。

(環境) 廃棄物対策課長

焼却施設での焼却量の関係でございますけれども、平成 8 年度と比較しましてどういう点が変わっているかというご質問の中で、生活系ごみ、燃やすごみにつきましては、このたびの家庭ごみの有料化、それから12年度におきましては、ごみ袋の透明・半透明化、それから資源物の全市収集拡大などが含まれており、またこのたび 4 月の有料化とあわせて、資源物の収集拡大が大きな要素となっております。

次に、事業系ごみでございますが、平成12年 7 月に一般廃棄物のごみ処理手数料の有料化をいたしました。その有料化後に50パーセント程度ごみの量が落ちまして、そういう要素の中、事業系ごみが 1 万8,500トンという状況になってございます。

高橋委員

要するに平成 8 年度のこの総括表については、平成12年度以降は変わっているということですね。わかりました。それをお願いしたいのは、できればこういう形で年度別の数値の推移がわかるような資料、こういう半端なものではなくて、できないのかというふうに、出せないのかというふうに思うのですが、これはいかがですか。

(環境) 廃棄物対策課長

年度別の総括的な資料でございますけれども、基本計画の中で数字が出ております。また、資料編にも数字が出ておまして、それらをまとめて一括、一目でわかるような総括表につくっていききたいというふうに思っております。

高橋委員

ぜひ、お願いをしたいと思います。

それから最後ですけれども、33ページです。最終処分場の処分量の将来予測が出ております。これについても数字がよく理解できないので、平成16年度から21年度、26年度とどうしてこういうふうにながっていくのか、この内容について確認をします。

(環境) 廃棄物対策課長

最終処分量の将来予測の関係でございますが、平成16年度につきましては、埋立処分量合計が 6 万45トンとなっております。これは実は天神の焼却場が今用途廃止されておまして、一切のごみの焼却はしていないという状況の中ですが、生活系燃やすごみ、燃やさないごみ、それから事業系のごみを全量埋め立てしているという状況の中の 6 万45トンでございます。平成21年度、それから26年度につきましては、生活系燃やすごみ、それから事業系ごみ、それから、生活系燃やさないごみの中に粗大ごみが含まれておまして、粗大ごみの中にも可燃性のもがあります。そのように生活系ごみの量、燃やすごみの量、粗大ごみの中から排出するところの可燃性のごみ、事業系のごみを焼却した後の残さということで計算しておまして、焼却量が残さは0.1、10パーセントという中、予測をしております。そういう中、不燃性ごみ、燃やさないごみにつきましては、リサイクルプラザで破碎をして、その後資源物を回収した後、埋立処分をするということでは、リサイクルプラザの残さが5,157トン、それから焼却の残さの量が4,280トン、平成21年度合わせて9,437トンが最終処分量の将来予測となり、平成26年度につきましては、8,592トンが最終処分量の将来予測という状況になっております。

高橋委員

資料の 9 ページにその内容が載っているのです。それで、この焼却残さ量、焼却量掛ける0.1ということでしたけれども、これイコールスラグということ考えてよろしいですか。

(環境) 藤田主幹

この0.1につきましては、飛灰も入れてスラグも入って0.1というふうに考えております。

高橋委員

それで最終処分場についてですけれども、一般質問の答弁によりますと、平成16年度に全部測量をしまして、

そういうことで伺いました。それで54万918立方メートルということで聞いております。1期分のこの埋立容量、これは幾らになっておりますか。

(環境) 藤田主幹

1期分の埋立容量につきましては81万1,000立方メートル、これが平成12年度から20年度までの容量でございます。

高橋委員

それで、答弁によりますと、平成21年6月まで埋立可能ということでした。このカタログによりますと、平成20年度までということになっていきますので、これは6か月延びるということによろしいですか。

(環境) 藤田主幹

当初計画では平成20年度末というふうに考えていますので、21年3月までの埋立可能というふうに考えています。それが、昨年の測量によりまして6月まで延命できるというような数字をいただいております。

高橋委員

では、3か月延びるということによろしいですか。

(環境) 藤田主幹

現在までそういった3か月の延長は可能であるという予測は立っております。ただ、これからもさらに埋立ての減量とか、それから焼却施設の運転とかが出てまいりますと、また何か月かの延命も期待できるかというふうには考えてございます。

高橋委員

先ほど出ました54万918立方メートルということで今埋まっています。計画容量が81万1,000立方メートルということで引き算しますと27万82立方メートルということになります。これが平成17、18、19、20、21年度の半分、5.5年ということになるのかなと思います。この27万立方メートルがすべて埋まる、3か月延びるというふうに考えた根拠は何ですか。

(環境) 藤田主幹

昨年の7月にコンサルに要請いたしまして、測量を行っております。昨年の6月までにつきましては実績の埋立数量でございますけれども、その当時7月から翌年3月、これにつきましては、当然土木の測量をやる結果によって幾ら埋まるかという、そういった想定の下に計算してございます。それで、そこまでの数値を一たん足しまして、それからさらにあと幾ら埋められるのかという計算をいたしましたところ、平成21年6月の末ぐらいまでは埋め立てられるという数量を確認いたしましたので、一応21年6月という数字を踏んでございます。それで、当初計画でございますけれども、19年、20年の2か年で第2期の工事をスタートさせまして、先ほど私申し上げましたけれども、多少の延命は期待できますけれども、当然21年度にはもう既に埋まってしまうということでございますので、21年度から第2期の埋立計画をスタートさせているということでございます。

高橋委員

よくわからないのですけれども、この平成8年の数字を使って大丈夫というふうに判断したのですか。

(環境) 藤田主幹

当然、一番先に立てた計画というものが、全体計画がございまして、それが103万3,000立方メートルの計画量でございます。そのうち1期分につきましては、先ほど申し上げました81万1,000立方メートルを埋め立てられるという予定でございます。それでは昨年の6月時点で平成17年度からごみの有料化による減量化も考えられる。それから、19年度から広域連合による焼却場等が開設される。そういったことを踏まえまして、実際に、ではあと幾ら埋められるのかということで、昨年の7月にコンサルに要請しまして、土木の測量を行った。その結果が21年6月まで埋立容量可能であるということでございますので、20年度といたしますか、21年度の前半で1期のところの埋立て

はすべてオーバーするだろうということで、21年度から第2期分を、計画を埋立てをしていくのだということでございます。

高橋委員

それは先ほど聞きました。それで、私が聞いているのは、この平成8年度基本計画で使った数字を使ったのですかということを知りたいのです。

環境部長

この計画をつくるに当たっては、今、この基本計画の中で示しております有料化に伴っての資源化の拡大、有料化に伴って当然ごみ量が減量するわけでございます。その数字を、それと平成19年度には広域連合の焼却炉が供用開始する。リサイクルプラザが供用開始する。こういったようなものをそういった要素を加味して、新たな基本計画と一致した形の中で数字をつくっております。ですから、平成8年度段階でつくったものではございません。

それから、もう一点だけ申し上げておきたいことは、今、私どもの手元にあるのは、あくまでも一般廃棄物です。ところが、一方で最終処分場につきましては、産業廃棄物は基本的にこれは埋めるということになっております。これもたしか年間の数量で6,000から7,000ぐらいがございまして、こういったものも、前回にも話しましたが、東京でごみを調べたブロック試験結果の中で、一定の換算率が出ておりますから、そういったものを参考にしながら、利用量を算定して21年6月程度まであの埋立ては可能ではないかと、こういったことで策定されております。

なお、この埋立容量の算出は、ただごみだけではなくて、ごみ量に覆土量とか、あるいは埋立地の中で新たな道路をつくるために土を相当まいてやらなければならないわけです。あるいはえん堤のための土量、こういったようなことも全部加味しながら、当然こういった数量を策定しております。

高橋委員

部長、わかりますよ、それは。私も覆土量も含めて毎年の数値全部打ち込んでやってみました。だいたい前の平成8年度と比較して全部プラスなのです。だから、大丈夫なのかと心配があるわけです。ただ、先ほど聞いたのは、平成8年度の数値かといったら違うと。これでいったら、当然困るのです。ですから、私が聞きたいのは、この残り27万立方メートルをあと5年半でどういうふうにして毎年の推移、経過を計算して平成26年6月になったのかということを知りたいのです。

環境部長

手元にも具体的な各年度ごとのいろいろ検査したものがございまして、それはまた、廃棄物、覆土等それぞれ分かれておりまして、数字もかなりありますので、改めてそれは資料として説明をさせていただきたいと思っております。

委員長

公明党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

斎藤（博）委員

それでは、3点にわたって聞きたいと思っております。

指定管理者制度の問題、生ごみの処理の部分、病院における栄養指導の問題、この3点について聞いていきたいと思っております。

指定管理者制度について

まず最初に、指定管理者制度の取扱いの部分で何点が聞いていきたいというふうに思います。

議案第10号に総合福祉センターの一部改正する条例案ということで、まず最初に、総合福祉センターにいろいろな事業があると思うのですが、その事業内容について話してください。

（福祉）地域福祉課長

ご存じのとおり、センターの中には老人福祉センターだとか、点字図書館、母子福祉センター、とみおか児童館

等のおのおの社会福祉施設が総合的に組み込まれています。老人福祉センターでは、老人福祉、レクリエーションとか、健康増進、教養の向上というようなことで、いろいろな施策がやられているところがございます。それから、点字図書館につきましては、身体障害者の更生施設の位置づけの中で、録音図書の貸付けとか、またボランティアの方が点訳をするというような業務もやっております。あと、母子福祉センターでは母子相談、生業指導、技能習得等の業務をやっております。それから、児童館としては、児童福祉施設ということで、遊びを通じた健康の増進とか、情操を豊かにするというようなことで、児童館を設けて活動をしているというようなことで、総合福祉センターということで開設当初から複合的なのですけれども、総合的、一体的に管理をやっているところです。

斎藤（博）委員

今、四つの事業が展開されているという話をいただきましたけれども、利用者数などはわかりますか。要するに利用状態、それぞれ違うのではないかというふうに思うわけなのですけれども、その辺の利用状況があったら教えてください。なかったらまた別の機会に質問します。

（福祉）地域福祉課長

月ごとの利用状況についてはまとめておりますけれども、手持ちがないので後で説明します。

斎藤（博）委員

データをもらったら、私は心配しているのは、この総合福祉センターを指定管理者制度にのせたいというようなことで、条例が出されてきているわけなのですけれども、それぞれ事業ごとに利用者というのですか、ずいぶん違うのではないかというふうに想像しているものですから、そういった実態の中で、建物は一つだと私も理解しているところなのですけれども、そういういろいろな性格が違う事業展開をしている施設で、当然利用者の持っている条件も片方は子供であったり、障害をお持ちの方とかお年寄りとかいろいろな多様な方が利用している施設なのですけれども、それを一つの条例で、一つの受皿に指定管理者として出していくということについて、どういうふうに判断されているか、聞こうと思ったのです。

（福祉）地域福祉課長

確かにご指摘のとおり、福祉施設としてはおのおの根拠法令もございまして、おのおの位置づけがございまして、相関関係といえますか、どうなるかというのはいろいろあるところかとは思いますが。ただ、開設当初から条例の一本化でやってきておりますし、管理・運営自体は社会福祉協議会でハード的な部分ですけれども、一体的に管理してもらってきているというところで、あと交流があるかどうかということになりますけれども、児童館と例えば老人のこういう書道とか、そういうものは施設の中で一緒に展示されたりしていますので、お互いが目にふれたり、直接的な交流はなかなか難しいのかと思いますけれども、福祉の面では総体的な交流は図られているということでございます。

福祉部長

確かに性格の分かれている部分があります。それから、逆に利用面では共通的に使っている介護等の部分もございまして、それから団体の関係も、当然社会福祉協議会としてのボランティア団体の育成あるいは関係団体との協議、こういう部分がいろいろふくそうしてございまして、そういう部分ではなかなか切り分けられない。いわゆる管理上も一体でやっているということで、実は総合福祉センター条例のときに、この児童館も当初入っていたわけですけれども、ほかの児童館ができたときに1回分かれているわけですが、実質的な管理・運営は一体的な中でやっている実態もあるものですから、今回またもとに戻すと、そういうことでご理解を願いたいと思います。

斎藤（博）委員

この四つの事業というのは、福祉部の中での所管は1か所と理解していいのですか。

（福祉）地域福祉課長

例えば老人福祉センターは高齢・福祉医療課の所管になります。私の方は建物的に総合福祉センターの全体とい

うことでございますし、社会福祉協議会との関係で事務局ではないのですけれども、つながり的な予算などは、地域福祉課が担当しているというようなことで、あと児童館については子育て支援課が当然担当です。おのおのの関係部署がかかわってくるということです。

斎藤（博）委員

そういうふうに分かれているというのは、部長の方でまとめて話していただいていますけれども、私が心配しているのは、役所の方に戻ってきたときの所管も違うと、建物は一つだということは了解していますし、各フロアーに分かれている実態も了解しているのですけれども、今後指定管理者にお願いして、例えば何回か私も言っているのですけれども、例えば受皿の事業所に対する検討をしていくなり、利用実態を高めていくような作業というのは、一対一ではないわけで、例えば子育て支援課長何とかというのではなくて、きちんと分かれているということで心配しているものですから、この施設については一つの建物の中ということでは了解できるのですけれども、役割とか利用者とか所管とかは非常に分かれているというようなことがあるので、十分取扱いについては注意をしてもらいたいと思うのです。

同じような意味では、議案第21号に児童厚生施設条例というのが今回出されてきています。今回、四つの児童館とセンター、児童遊園はちょっと別として、いなきた児童館の役割とそれから塩谷児童センターの役割について、まず概括的に話していただきたいと思います。

（福祉）子育て支援課長

児童館ですけれども、児童福祉法の第7条に児童厚生施設ということで載ってまして、第40条に目的として児童厚生施設は児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操を豊かにすることを目的とする施設というふうになっています。一方、事務次官通知で、児童館の設置運営要綱というのがございまして、この中で児童館について種類別になっているのですけれども、小樽市のとみおか、いなきた、塩谷の児童センターなのですけれども、いずれも小地域の児童を対象として、一定の要件を具備した児童館ということなのですけれども、そのうち児童センターにつきましては、今ある児童館の規模に加えて、児童の体力増進に関する機能をあわせ持つ児童館、そういった種類になっております。

斎藤（博）委員

それでは、距離的な問題を考えると、利用者は全く別々というふうに了解していてよろしいですか。

（福祉）子育て支援課長

今、申し上げたとおり、小地域の児童を対象にということでは、どちらも同じ位置づけにはなるのですけれども、ただ小樽市における児童館の館数が3館ということございまして、特にいなきた児童館につきましては、地域的には全市からのご利用もあるということで、一定程度イメージ的には小型で、また児童館と言いながらも、少し対象につきましては大きいというふうになっております。

斎藤（博）委員

先ほどの福祉センターのときにも聞いたのですけれども、いなきた児童館の所管と塩谷児童館の所管というのは、それぞれどこになりますか。

（福祉）子育て支援課長

子育て支援課でやっております。

斎藤（博）委員

両方とも。

（福祉）子育て支援課長

はい。

斎藤（博）委員

先ほど福祉センターの場合は、一つの箱の中に入っているから 1 か所でお願ひするというようなことで説明をいただいて、利用者も条件も全然違うけれども、結局一つの施設でやってきたということで話している。このいなきた児童館と塩谷児童センターというものは、距離的な部分からいっても全然違っているわけなのですが、こういうのも一つの受皿として指定管理者の方にお願ひしていくと、そういう考え方と受け止めてよろしいでしょうか。

（福祉）子育て支援課長

いなきた児童館は、ご存じのとおり、いなきたピルの 4 階、5 階の公共施設のうちの 4 階部分を使わせていただいているということなのですが、施設的にはコミュニティセンターの方を併設という形ですが、管理・運営の面では委託されていないということで、塩谷の児童センターにおいても単独設置というような形で共通しているところでございます。ただ、先ほど来から委員からおっしゃられていることについて、地域性というか、特性をはっきりした中で、やるときに、やはり、そういうのは本当に難しいのかということかというふうに思うのですが、今、児童厚生施設条例、募集要項について、これから進めてまいりたいというふうに思っておりますので、2 館を一遍に管理をお願ひするのか、別々にした方がいいのかというのは、その中で検討していきたいというふうに思います。

斎藤（博）委員

この要項というのも疑問なのです。要するにこれだけ離れていて、利用者も全く違う施設で、受皿が 1 か所になってくるという一定の歴史的な背景なりというような部分は、わからないわけではないのですが、それにしてもまとめていくというあたりについては、ちょっと違和感があるので、先ほどの福祉センターの部分と全く逆なので、あれは一つの施設として、まとめていかせてくれと言っていますし、今回の場合は離れているのですが、これは検討させてくれというようなことだと思いますので、これからそれぞれの施設を受皿にお願ひしたときの対応としては、できるだけ細かく対応していかなければならないのではないかと。丸ごとパックでお願ひしているのですとか、だいたい似ているからいいのではないのかということではないのではないのかというようなこともあって、編成の仕方も違うのではないのかと思うものですから、ぜひ検討していただきたいと思います。

福祉部長

児童館の一体管理、センターを含めてなっていますけれども、基本的にはこの施設両方とも一つ一つになります。ですから、条例上も福祉センターは一体で管理ですが、児童館、センターの方は同じ条例の中で 1 館 1 館の管理。ただそれを受ける受皿として一法人がいいのか、別々な形がいいのか、ここら辺は放課後児童クラブの受皿にもなる形になる問題もございまして、そういう部分もございまして、今、両館ともそれぞれの運営委員会をつくってやっている部分があります。当然したがって運営はそれぞれの 1 館 1 館の管理にはなるとは思いますが、あくまでも今検討しているのは、その受皿を一つにしてやる方がよりサービス向上になるのか、あるいは別々に維持した方がいいのか、そこら辺を今検討しているということでご理解いただきたいと思います。

斎藤（博）委員

もう一つは、代表質問とかでもいろいろ取り上げさせていただいたのですが、今後こういうふうに指定管理者に移行する際に、利用者の関係というような部分で、市長にも尋ねました。配備していかなければならないというようなことのご答弁をいただいているわけなのですが、今回、厚生常任委員会に付託されている中で、今取り上げただけではなくて、ほかもあるわけなのですが、利用者が特定できる。要するに駐車場も利用者は車を持っている人とかと特定できるかもしれませんが、それでも話し合うとか、事情を説明するなり、100 パーセントの理解とかという部分はちょっと別にしても、目的がこういうことでご理解いただきたいなり、ご協力いただきたいと話をしていくときに、一定、その相手方が特定できる施設というのはどれを想定されているか、そ

れぞれ知らせていただきたいというふうに思います。

(福祉)子育て支援課長

児童館の部分につきましては、先ほど部長から申し上げたとおり、放課後児童クラブが利用されていると。それから、あとまた学校帰りの子供が使う以前の時間帯に使用される子育てサークルとか、それからまた塩谷の方につきましては、子育てサークルではないのですけれども、母親クラブというのがございまして、一定程度そこを基盤にしながら活動していらっしゃる方々がおりますので、これにつきましては、今のこの形で指定管理者制度が導入されるということについても、これから想定されるような問題について、話をすることは可能かというふうに思います。

ただ、つけ加えさせていただければ、今回、募集要項等々作業をしていくわけなのですけれども、一定程度、今も管理・運営をされている社会福祉協議会から、どちらにかわるのかどうかというあたりも、タイミングとか、内容とか、そこら辺のあたりを制度的に説明することはできるかと思うのですけれども、では、現にどういうふうになるのかというふうな話をするタイミングが非常に難しいのかなというふうにも思いますので、そこら辺を少し研究しながら今後変わるという点について、利用者の方が負担にならないように配慮してまいりたいというふうに考えています。

(市民)総合サービスセンター所長

いなきたコミュニティセンターでございますけれども、いなきたのコミセンの場合は文化系の団体とスポーツ系の団体がございます。団体利用者の方についてはある程度特定ができるというふうに考えてございますけれども、ほかに個人利用者の関係で、特に小中学校の子供について、その辺についての特定はなかなか難しい部分もございますけれども、一定程度今回こういった指定管理者制度の中でいろいろな説明ということにつきましては、各団体の方、また子供たちにとりましても、学校を通して通知をするとか、利用者にとりましても、そのような形で思っております。

(福祉)高齢・福祉医療課長

私どもの所管であります「福寿荘」につきましては、いわゆる入所者ですので、当然特定できます。この方々についても当然利用者への説明という部分では、サービスの低下、今のサービスがございまして、当然そのサービスの低下にならないという部分の中で理解を求めていかなければならないというふうに思いますので、当然どこかの時点でいろいろと利用者に説明はしていきたいとは思っています。

(市民)銭函サービスセンター所長

銭函市民センターの方は、体育系、それから文化系の集会所を持っておりますので、ただそれをすることになれば、団体の方々に説明しなければならないとは思っておりますけれども、どのタイミングで説明したらいいのかということが非常に難しい部分もあるのかと思いますので、そこら辺の部分はちょっと研究しまして、説明の機会を設けていきたいと、そう考えております。

(福祉)地域福祉課長

私どもの所管というか、総合福祉センターと身体障害者福祉センターがあるのですけれども、身体障害者福祉センターの方は全部障害の方ということで限定されていますので、ある程度、説明はできるというふうに思います。総合福祉センターの方は児童館はなかなか子供の出入りで、不特定多数というか、そう地域も変わらないと思っておりますけれども、ちょっと難しいところがあるかとは思いますが、

あとセンターの中での業務として相談業務とか、その辺の方がおられますので、全く不定期に来られるという部分も若干あります。ただ、あと老人福祉センターについては、ボランティアの部分とかはある程度登録されていたり、話はできるということでございます。

斎藤（博）委員

ぜひ、もう今も100パーセント管理委託されている施設の一覧みたいなことでやっていますけれども、ぜひ指定管理者制度に移行するという意味も含めて対応方をお願いしたいと思いますし、あわせてどういうふうに市民の方、利用者を含めて受け止められるのかという部分についても今後教えていただきたいというふうに思います。この項は終わります。

次に、環境部に尋ねたいというふうに思います。

電動式生ごみ処理機について

前の議会でもやりとりはしているのですが、小樽市で、今年、生ごみの処理機というのですが、そういった部分の普及に係るといえるか、生ごみを減らす一つの方法として検討するという意味でモニターを始めるというふうに聞いているわけなのです。現状どういう状況になっているか、計画と現状について聞かせていただきたいと思っています。

（環境）廃棄物対策課長

電動式生ごみ処理機の現状でございますが、当初予算では100人、100台の予定で広報おたまで募集をいたしました。ところが、締め切りは5月20日であったのですが、締め切ったところ214人の応募がございまして、財政状況が厳しい中でございますけれども、財政部局と協議をさせていただいた中、市民の方が生ごみの減量に取り組んでみたい。そして、またモニターになっていただいて、今後の行方をはかるアンケートも回答したいという、そういう意思を尊重いたしまして、214人全員にモニターになっていただくという状況になったところでございます。

斎藤（博）委員

それで、そのモニターの内容なり、今回モニターを引き受けてくださった方との兼ね合いで聞きたいのですが、この214人の方というのは夏場は、例えば普通のコンポストとか、それから環境部の方で指導している箱に入れていくもの、そういうものをやっている方というふうに理解してよろしいでしょうか。

（環境）廃棄物対策課長

電動式生ごみ処理機のほかに段ボール式生ごみたい肥化あるいはコンポストを併用して使用しているかどうかというご質問でございますけれども、今回、段ボール式生ごみたい肥化用の無料の土も配布したところなのですが、いろいろな聞き取りの中で情報を得たところの中では、段ボールもやっているのですという市民の方もいらっしゃる。数はきちんと把握はしておりませんが、コンポストにしていたり、段ボールの箱の生ごみたい肥化もやっているという方も一部いるという情報では把握しております。

斎藤（博）委員

これは214台というのは、メーカーとか型式とかは決まっているものなのですか。金額的な問題はありますか。

（環境）廃棄物対策課長

電動式生ごみ処理機のメーカー・金額等の関係でございますけれども、メーカー、機種は問わないという状況に設定しております。というのは、やはりそれぞれ市民の方が自分の一番生ごみを減量してみたいという、そういう機種をきちんと選択していただきたいということの中で、メーカー・機種は問わないという状況にしております。でも、金額につきましては、購入費の2分の1、上限が2万円という設定となっております。

斎藤（博）委員

私は特定のメーカーに肩入れするつもりはないのですが、聞きたかったのは電気代なのです。うちでも使っているのですが、自分で電気代を払っているのだけれども、冬は物すごい電気を食うのです。そういったあたりをどういうふうに理解されているのかという部分、後段との兼ね合いもあるのですが、例えば環境部の方で、冬もやってくれと言ったか言わないかは、ちょっとわかりませんが、冬に電動式のを居間に置くという人はめったにいないので、うちなんかは車庫に置いているわけです。車庫は外みたいところですけど、熱を、

要するに温めて乾かして分解していくということですので、ほとんど 1 日中動いていて、熱を出しているというよ
うな、ヒーターを動かしているみたいな状態が続いているのです。けっこうな電気代にもなるというふうに考えて
いるのですけれども、その辺どういうふうに押さえて説明していますか。

(環境) 廃棄物対策課長

電気代の関係でございますけれども、各メーカーの機種によりまして、かなりでこぼこがあるというふうに調査
しております。だいたい分類しますと、1 か月 1,000 円程度かかるのかというふうに思っております。また北海道は
特に寒い冬がございますので、メーカーのカタログの中では 20 度の設定で電気代幾らですというような説明がよく
されているのですけれども、実際寒冷地ですと、使用してみますと、その二、三倍はかかるという中では 1,000 円程
度かかるのではないかとこのように思っております。

斎藤(博)委員

これをやるということについては、モニターで後でいろいろ調査するということなのでしょうけれども、冬場
についての何らかの条件とかというのはありますでしょうか。

(環境) 廃棄物対策課長

電動式生ごみ処理機の冬に対する調査かと思うのですけれども、その件についてでございますが、現在考えてい
るアンケートなのですけれども、10月に実施したいというふうに思っております。10月というのはなぜかと言いま
すと、今回アンケートをとりまして、その集計を見まして、次年度以降、どういう予算の組み方になるのか、その
結果を見ながらになりますけれども、その兼ね合いで10月にというふうに考えております。恐らく、寒冷地のこと
等を考えますと、冬場をくぐるアンケートも有効ではないかというふうには思っております。

斎藤(博)委員

うちの経験だけで言うと、夏場は暖かいからコンポストでいいのです。それはそれなりに三つぐらい並べている
と、雪が解けて雪が降るまでの間というのはほとんど電動式の方は使わない実態なのです。条件はありますから、
コンポストを置けない人は違いますけれども。寒くなると外に置いているコンポストは凍ってしまうので、埋まっ
てしまうので、どうもこうもなくなってくると、冬場は電動式を使っているというのがうちのやり方なのです。
一つのやり方です。ですから、逆に言うと、夏場は自然の力なので全くお金がかからないけれども、冬は寒いから
コンポストを使えないから電気で作るというふうにやると、おっしゃるように 1,000 円ではきかない電気代がかか
ると、そういうふうな行程になるわけなのです。

それで、今も事業を進められていますし、私自身も電動式のコンポストの導入については賛成の立場なもので
すから、いいのですけれども、モニターの条件として、夏の物すごい暑い時期に、電気でもってヒーターを起こして、
乾燥させて、水分を飛ばして、歯を回して、たい肥にしていくということを本当にやるのだろうかというような、
コンポストを置けない条件の方はやるというのは了解するのですけれども、やはり夏場は普通環境部が開発してい
る段ボール型でもいいですし、市販のコンポストでも使っていけば、普通に電気代をかけないでたい肥化、生ごみ
の処理は進むわけですし、冬に一番電気を使った電動式の有効性というのが発揮されるというふうに思うのです。
そうすると、一年間通じて生ごみの発生というのは極めて抑えられるというふうに私は思っているわけなのです。

そういう意味では、ぜひ補助したのだから 1 年じゅう無理やり使えというのも酷ですし、かといって電気代がか
かるからやめると言われてももったいないし、夏は別に使わなくてもいいと言われても、これまた非常にもったい
ないというか、そういうわけで、これはお願いですし、考え方、今日示せたら教えてもらいたいと思っているのは、
要するに夏場は段ボールの生ごみ処理でもコンポストでも使ってください。そして、北海道でコンポストなどが使
えないときに、電動式を使ってもらえませんか。そうすることによって、1 年間生ごみの動きがどうなったのかと
いうのも、一つはモニターの要素に入れてもらえないかと。電動だけだったら電動でどうでしたかという、電気
代がかかったからやめたとか、夏は使わなかったというようなことになりかねないものですから、そういう夏と冬

ットで生ごみに対する取組をしてもらおうということ、モニターの方をお願いできないものかというようなことを考えたものですから、その部分について、もう始まっているので、急にそんなこと言ってどうなのだという話もあるかもしれませんが、改めて今後の事業展開を含めて、考え方があったら聞かせていただきたいと思います。

(環境) 廃棄物対策課長

ただいまの委員のご提案についてでございますけれども、実はアンケートを10月に予定しておりまして、アンケートの具体的な内容については、今後精査して、これから決定するところでございます。ただいま委員のご提言のありました段ボール、それからコンポスト、これについては地球温暖化等を考えますと、やはり電気で使うよりも好ましい生ごみの減量かというふうに思います。そういう意味では、アンケートの中に委員のご提案がありましたその項目について、のせていけるかどうかも含めて検討していきたいと思います。恐らく、その辺は無理なく進んでのせていただけるのではないかとはいふには思っておりますけれども、参考にさせていただきたいと思います。

斎藤(博)委員

わかりました。よろしく願います。

病院給食について

最後の質問です。病院給食の件について尋ねたいと思います。4月から小樽病院の給食業務が民間委託されているわけなのです。いろいろな鳴り物入りでコスト以外に入院している患者さんのニーズなり、そういったものにこたえるためにもやるというようなことで話をいただいていたところなのですけれども、3か月ほどたとうとしているわけですが、評判についてどういうふうに押さえているか、まず聞かせていただきたいと思います。

(樽病) 医事課長

4月1日から、小樽病院の給食が民間委託したわけでございますけれども、これは食べ物といいますが、好みと好みますか、味覚によってそれぞれ違って、おいしくなったという方もいらっしゃいますし、おいしくなくなった。この間2回ほど私どもの管理栄養士が、4月上旬と5月の中旬に食事アンケートを直接ベッドサイドにおきまして聞き取り調査をいたしました。それで、4月の段階におきましては、4月の本当の最初というのは、若干民間委託の移行ということでばたばたしたこともありまして、ご飯の炊き方にむらがあったとか、それから具の盛りつけ方が非常に乱雑だったとかという、かなりのそういう厳しい意見がございました。ただ、5月の中旬のアンケートによりますと、かなりおいしくなったと。そういうことで、ただ味が薄い、濃いというのは、片一方で薄いという意見もあれば、片一方で濃いという意見もございまして、この辺はその人の好み、家庭の味が病院給食と合っているか合っていないかという問題もございまして、なかなか評価という部分については、極端によくなったというふうに言いますと、直営のときはどうだった、おいしくなかったのかというふうな、また逆のとらえ方もございまして、直営のときと変わらずおいしくなって、おいしいのを維持しているし、また品数も多くなったという評判もございまして、私どもとしてはまだ2か月ちょっと、3か月たってはございませんけれども、これからますますそういう病院給食の水準を上げて、先ほど言いましたような栄養管理が大事ということも当然でございますので、出された病院給食を全部摂食していただけるような努力を、これからも日々続けてまいりたいと思っております。

斎藤(博)委員

前段、前の議会で議論しているときとちょっとトーンが違うような気がしているのですけれども、気のせいですかね。

その中で、先ほど来、課長がおっしゃっている部分との兼ね合いですけれども、患者は画一的な給食では大変だということで、選択メニューの導入ということの一つの売りにしていたといいますが、それを直営でやっていく場合もやってやれないことはないのですけれども、コストの部分とか人件費の問題等々で踏みきれないという話があったというふうに記憶しております。

改めて聞きますけれども、選択メニューというのは、この4月、5月、6月でどのぐらいの割合で行われていて、

こういった評価をされているのか、もう一度聞かせてください。

(樽病) 医事課長

選択メニューは 6 月 1 日から始めております。それで、毎週火、水、木曜日の朝と晩を選択メニュー、これは一般食と特別食があります。全員ではございませんので、実食できない方、それとえん下が困難な方とか、やわらかいものを食べている方については省かせていただきまして、一般食を食べている方をおおむね毎週火、水、木曜日の朝と晩、朝はパンかご飯、洋食・和食、洋食そんなに格好いい話ではないですが、パンに合ったおかず、ご飯に合ったおかず、晩は 1 品、魚か肉かということで選択してもらっております。それで、まずこれについては 7 月に私どもの直営の管理栄養士が、これについても一度改めて選択メニューに関してアンケートをとるということで、今はまだ評価といいますが、患者の声はまだ伺っておりません。

斎藤(博)委員

これもともと週 3 回程度、朝、晩ということなのですけれども、和・洋ということで 3 回程度でしたか、初めから全部という意味ではなかったですか。

(樽病) 医事課長

最終的には、毎日ということを目標にしているのですけれども、受ける方も小樽病院の 500 床以上の病院というのを経験していない栄養士なり、調理員がおりますので、その辺をなれた段階で徐々にその回数を増やして、最終的には毎日の選択食ということを目標に、これからやっていきたいと思っております。

斎藤(博)委員

ぜひ、3 回程度の選考委員会をくぐって受けられている業者ですから、当然対応していけるはずだというふうに理解しておりますので、できるだけ早くそういう形をとって、委託した所期の目的なりに近づけるようにしてもらいたいというふうに思います。

市の栄養士の業務について

質問を変えます。

給食の委託に伴って業者の方で栄養士を連れてくるというような話が出て、市の従来いた病院で働いていた栄養士の仕事についてどうなのだろうかというようなことで、いろいろ議論させていただきました。全体的に今どういった業務を持たれているか、まず教えてください。

(樽病) 医事課長

現在の栄養士の仕事でございますけれども、委託する前は当然主な仕事というのは献立作成、これが一番大きかったと思います。この部分が委託先の方に全部移行いたしました。ただ、日々そういうような直営の管理栄養士は病棟等が上がって、摂食状態というのですか、残食等を調べまして、そういう残食が多かったメニュー等の献立の改善等を委託先に指示するというのを毎日の業務としておりますし、またいろいろなさざまな改善点を毎日委託先の栄養士に対して指示なり改善要求しているというのが、また一つ大きな仕事、委託する前にはこんなに多いとは思っていなかったのですけれども、その辺を今重点的に進めて、病院給食が委託先の改善すべきところを徹底的に改善させようというところで、まず一つやっています。

それで、委託後の管理栄養士の一番の役目は栄養指導ということで、さきの議会でも申し上げたのですけれども、この栄養指導につきましては、当然病院というのはすべては医師の指示によって動いておりますので、この栄養指導も医師の指示がなければ動けません。それで、私どもは、ただ待ちの姿勢では、これからどうしようもないということで、栄養指導を受けられそうな方を栄養士の方で抽出して、先生の方をお願いするという形をとらせていただくということで、給食委員会というものがございまして、そこで徹底してそのような方法でやっているのですけれども、残念ながらまだ医師の協力といいますが、医師の方の栄養に対する考え方が、まだ日々の業務の忙しさの中で、私どもの栄養士なりの方になかなか協力いただけない。この辺もう少し栄養士の方でアピールして、積極的

に医師なり病棟の方に入っていったって、栄養指導の大切さ等をはじめとして、積極的にPRしながら内科の医師の方に積極的に働きかけていくという一つのこれからの課題が残っております。

それで、そのほかに今後、今、クリティカルパスも導入いたしましたので、その中で積極的に栄養士もかかわっていくし、また栄養士という仕事、病院の中に栄養士がいるということを患者も知らない方もいらっしゃいますので、栄養相談といいますが、レセプト請求しなくてもいい栄養相談を、月に毎週1回栄養相談室に栄養士が常駐しまして、家族の方でも、どんな方でも栄養相談、太っているからやせたいとか、すべてそういうところから栄養士の存在をアピールするような方法を、現在検討しているところでございます。

斎藤（博）委員

最後に、一つだけ教えてもらいたいのですけれども、病院給食にかかわる業務が残っているというのは、これは実態として、そして、委託したから知らないという話になりませんし、何百人という方の食を預かっているわけですから、それは了解できるわけです。ただ、問題はもう一つ大きな仕事として、今後その栄養指導のために向かっていかなければならないというのは認識していたわけなのです。

改めて聞くのですけれども、現状は管理栄養士というのはどこに所属をしているのかというようなことと、それから今後の課題でもいいのですけれども、わかって言って申しわけないのですけれども、それでいいのだろうかという思いがあるわけなのです。従来の病院給食を統括する主任管理栄養士なり、そういった立場の人がいた現状と栄養指導なりを今後展望していくときに、どこに所属していたら、その目的に最も効果的に連携をとっていいのかというあたりについて、見解があったら聞かせていただきたいのですけれども。

（樽病）医事課長

現在、栄養士は医事課給食係という一部門の中で課の中の係で位置づけられています。医事課は事務局でございますので、結局現在小樽病院の栄養士は事務局にいるということになります。それで、将来的にこれはほかの病院はだんだん多くなってきているのですけれども、一つの栄養科、例えば検査科、放射線科、薬局、これは医局にそもそもつながっているといいですか、コメディカル部分は医師を中心としてその周りに集まるというか、当然縦系統ではございますけれども、やはり栄養科という一つの科という形で存在して、その中で科長といいますが、そういう存在で置かなければ、ほかとの会話、現在見ていますと、医師に対して遠慮がちであるし、看護師に対しても遠慮がある。それは病院という一つの流れの中でいたし方のないところもあるのでしょうかけれども、一つの地位を上げることによって、栄養士全体のそういう地位も上がっていきますので、その中でも発言力もアピール力も強まっていくと思いますので、病院としましては、栄養科という一つの事務局から離れて独立させて、そういう本来的に管理栄養士がしなければならない栄養指導を積極的にチーム医療の一員として、本当の医療の現場の中にかかわっていくのが理想かなと、そういう方向で考えていきたいと思っております。

斎藤（博）委員

これで、終わります。

最後に、要望なのですけれども、栄養指導の部分で、私らが札幌の天使病院の管理栄養士の方々と勉強会をさせていただいて、その病院の中で、今後栄養士というのはどういうふうに位置づけられていくべきかということをお勉強させていただいた経過があります。ぜひ、今の小樽病院、それから第二病院もそうでしょうし、さらに新しい病院を考えると、栄養指導を担う人材の育成もあるのでしょうかけれども、システム的なことをもう一回考えていただきたいと思っておりますので、ぜひ担当課でよろしく願いいたします。

（樽病）事務局長

一言、いわゆる課長が言います栄養士の今後の位置づけ、これは遠い将来ではないと思っておりますけれども、医局の中に位置づける。もっと具体的にいうと、今課長が言ったように、検査科、いわゆる放射線科とああいう並立した形で栄養士の位置づけをする。そして、いわゆるチームで一つの医療行為の中で栄養というものを考えていくとい

うふうな流れというのはもうできていますので、私どもの病院もそれは遠い将来ではなく、もう既に検討してきておりますので、そういった方向に栄養士の位置づけをしていきたいというふうに思っております。

委員長

民主党・市民連合の質疑を終結します。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 5 時 05 分

再開 午後 5 時 27 分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより順次、採決いたします。

まず、陳情第33号及び第48号について、一括採決いたします。

いずれも継続審査とすることに、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

委員長

起立多数であります。

よって、いずれも継続審査とすることに決定いたしました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

議案はいずれも可決と、陳情第44号及び第53号は採択と、その他の陳情はいずれも継続審査とそれぞれ決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長

ご異議なしと認め、さように決しました。

本日はこれをもって散会いたします。